

0001

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「目的」について、学習メモ「行政不服審査法は、違法・不当な行政作用に対する簡易迅速で公正な行政上の救済制度を定める。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「処分についての審査請求」について、学習メモ「処分についての審査請求は、行政庁の処分に不服がある者が行う行政上の不服申立てである。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「目的」は妥当 / B「処分についての審査請求」も妥当

イ . A「目的」は妥当 / B「処分についての審査請求」は不妥当

ウ . A「目的」は不妥当 / B「処分についての審査請求」は妥当

エ . A「目的」は不妥当 / B「処分についての審査請求」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政不服審査法は、違法・不当な行政作用に対する簡易迅速で公正な行政上の救済制度を定める。 Bの根拠：処分についての審査請求は、行政庁の処分に不服がある者が行う行政上の不服申立てである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0002

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「処分についての審査請求」について、学習メモ「処分についての審査請求は、行政庁の処分に不服がある者が行う行政上の不服申立てである。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「不作為審査請求」について、学習メモ「不作為の審査請求は、法令に基づく申請に対して相当期間内に処分がされない場合の救済である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「処分についての審査請求」は妥当 / B「不作為審査請求」も妥当

イ . A「処分についての審査請求」は妥当 / B「不作為審査請求」は不妥当

ウ . A「処分についての審査請求」は不妥当 / B「不作為審査請求」は妥当

エ . A「処分についての審査請求」は不妥当 / B「不作為審査請求」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：処分についての審査請求は、行政庁の処分に不服がある者が行う行政上の不服申立てである。 Bの根拠：不作為の審査請求は、法令に基づく申請に対して相当期間内に処分がされない場合の救済である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0003

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「不作為審査請求」について、学習メモ「不作為の審査請求は、法令に基づく申請に対して相当期間内に処分がされない場合の救済である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「上級行政庁がない場合」について、学習メモ「行政不服審査法4条は、処分庁等の組織上の位置に応じて審査庁を定めている。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「不作為審査請求」は妥当 / B「上級行政庁がない場合」も妥当
イ．A「不作為審査請求」は妥当 / B「上級行政庁がない場合」は不妥当
ウ．A「不作為審査請求」は不妥当 / B「上級行政庁がない場合」は妥当
エ．A「不作為審査請求」は不妥当 / B「上級行政庁がない場合」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：不作為の審査請求は、法令に基づく申請に対して相当期間内に処分がされない場合の救済である。 Bの根拠：行政不服審査法4条は、処分庁等の組織上の位置に応じて審査庁を定めている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0004

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「上級行政庁がない場合」について、学習メモ「行政不服審査法4条は、処分庁等の組織上の位置に応じて審査庁を定めている。」を誤った整理として退ける。
B：論点「最上級行政庁」について、学習メモ「審査庁は法律の特則を除き、処分庁等の組織上の位置に従って同法4条で定まる。」を誤った整理として退ける。
ア．A「上級行政庁がない場合」は妥当 / B「最上級行政庁」も妥当
イ．A「上級行政庁がない場合」は妥当 / B「最上級行政庁」は不妥当
ウ．A「上級行政庁がない場合」は不妥当 / B「最上級行政庁」は妥当
エ．A「上級行政庁がない場合」は不妥当 / B「最上級行政庁」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政不服審査法4条は、処分庁等の組織上の位置に応じて審査庁を定めている。 Bの根拠：審査庁は法律の特則を除き、処分庁等の組織上の位置に従って同法4条で定まる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0005

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「最上級行政庁」について、学習メモ「審査庁は法律の特則を除き、処分庁等の組織上の位置に従って同法4条で定まる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「審理員の指名」について、学習メモ「審理員制度は、処分担当部門から一定の距離を置いて公正な審理を行う仕組みである。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「最上級行政庁」は妥当 / B「審理員の指名」も妥当

イ . A「最上級行政庁」は妥当 / B「審理員の指名」は不妥当

ウ . A「最上級行政庁」は不妥当 / B「審理員の指名」は妥当

エ . A「最上級行政庁」は不妥当 / B「審理員の指名」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：審査庁は法律の特則を除き、処分庁等の組織上の位置に従って同法4条で定まる。 Bの根拠：審理員制度は、処分担当部門から一定の距離を置いて公正な審理を行う仕組みである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0006

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「審理員の指名」について、学習メモ「審理員制度は、処分担当部門から一定の距離を置いて公正な審理を行う仕組みである。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「審理員の除外」について、学習メモ「審理員の除外事由は、行政内部の審査であっても手続的な公正さを確保するために重要である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「審理員の指名」は妥当 / B「審理員の除外」も妥当

イ . A「審理員の指名」は妥当 / B「審理員の除外」は不妥当

ウ . A「審理員の指名」は不妥当 / B「審理員の除外」は妥当

エ . A「審理員の指名」は不妥当 / B「審理員の除外」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：審理員制度は、処分担当部門から一定の距離を置いて公正な審理を行う仕組みである。 Bの根拠：審理員の除外事由は、行政内部の審査であっても手続的な公正さを確保するために重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0007 行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「審理員の除外」について、学習メモ「審理員の除外事由は、行政内部の審査であっても手続的な公正さを確保するために重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「標準審理期間」について、学習メモ「標準審理期間は迅速な処理の目安を明らかにする制度であり、設定は努力義務、設定後の公表は義務である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「審理員の除外」は妥当 / B「標準審理期間」も妥当

イ . A「審理員の除外」は妥当 / B「標準審理期間」は不妥当

ウ . A「審理員の除外」は不妥当 / B「標準審理期間」は妥当

エ . A「審理員の除外」は不妥当 / B「標準審理期間」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：審理員の除外事由は、行政内部の審査であっても手続的な公正さを確保するために重要である。Bの根拠：標準審理期間は迅速な処理の目安を明らかにする制度であり、設定は努力義務、設定後の公表は義務である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0008 行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「標準審理期間」について、学習メモ「標準審理期間は迅速な処理の目安を明らかにする制度であり、設定は努力義務、設定後の公表は義務である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「審理員名簿」について、学習メモ「審理員候補者名簿の公表は、審理の透明性・公正性を高める仕組みである。」を誤った整理として退ける。

ア . A「標準審理期間」は妥当 / B「審理員名簿」も妥当

イ . A「標準審理期間」は妥当 / B「審理員名簿」は不妥当

ウ . A「標準審理期間」は不妥当 / B「審理員名簿」は妥当

エ . A「標準審理期間」は不妥当 / B「審理員名簿」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：標準審理期間は迅速な処理の目安を明らかにする制度であり、設定は努力義務、設定後の公表は義務である。Bの根拠：審理員候補者名簿の公表は、審理の透明性・公正性を高める仕組みである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0009

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「審理員名簿」について、学習メモ「審理員候補者名簿の公表は、審理の透明性・公正性を高める仕組みである。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「参加人」について、学習メモ「利害関係人の参加制度により、処分の影響を受ける第三者の意見も審理に反映できる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「審理員名簿」は妥当 / B「参加人」も妥当
イ . A「審理員名簿」は妥当 / B「参加人」は不妥当
ウ . A「審理員名簿」は不妥当 / B「参加人」は妥当
エ . A「審理員名簿」は不妥当 / B「参加人」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：審理員候補者名簿の公表は、審理の透明性・公正性を高める仕組みである。 Bの根拠：利害関係人の参加制度により、処分の影響を受ける第三者の意見も審理に反映できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0010

行政不服審査法 > 審査請求・審査庁・審理員 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「参加人」について、学習メモ「利害関係人の参加制度により、処分の影響を受ける第三者の意見も審理に反映できる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「目的」について、学習メモ「行政不服審査法は、違法・不当な行政作用に対する簡易迅速で公正な行政上の救済制度を定める。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「参加人」は妥当 / B「目的」も妥当
イ . A「参加人」は妥当 / B「目的」は不妥当
ウ . A「参加人」は不妥当 / B「目的」は妥当
エ . A「参加人」は不妥当 / B「目的」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：利害関係人の参加制度により、処分の影響を受ける第三者の意見も審理に反映できる。 Bの根拠：行政不服審査法は、違法・不当な行政作用に対する簡易迅速で公正な行政上の救済制度を定める。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0011

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「執行不停止原則」について、学習メモ「行政不服審査でも執行不停止が原則であり、必要な場合に執行停止制度を利用する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「執行停止の権限」について、学習メモ「審査庁の地位により執行停止権限の範囲が異なる点が重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「執行不停止原則」は妥当 / B「執行停止の権限」も妥当

イ．A「執行不停止原則」は妥当 / B「執行停止の権限」は不妥当

ウ．A「執行不停止原則」は不妥当 / B「執行停止の権限」は妥当

エ．A「執行不停止原則」は不妥当 / B「執行停止の権限」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政不服審査でも執行不停止が原則であり、必要な場合に執行停止制度を利用する。Bの根拠：審査庁の地位により執行停止権限の範囲が異なる点が重要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0012

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「執行停止の権限」について、学習メモ「審査庁の地位により執行停止権限の範囲が異なる点が重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「第三者的審査庁」について、学習メモ「審査庁が処分庁から独立した立場の場合、執行停止の方法はより限定されている。」を誤った整理として退ける。

ア．A「執行停止の権限」は妥当 / B「第三者的審査庁」も妥当

イ．A「執行停止の権限」は妥当 / B「第三者的審査庁」は不妥当

ウ．A「執行停止の権限」は不妥当 / B「第三者的審査庁」は妥当

エ．A「執行停止の権限」は不妥当 / B「第三者的審査庁」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：審査庁の地位により執行停止権限の範囲が異なる点が重要である。Bの根拠：審査庁が処分庁から独立した立場の場合、執行停止の方法はより限定されている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0013 行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「第三者の審査庁」について、学習メモ「審査庁が処分庁から独立した立場の場合、執行停止の方法はより限定されている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「重大な損害と緊急性」について、学習メモ「執行停止は本案裁決までの間に生じる重大な不利益を防止するための暫定的救済である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「第三者の審査庁」は妥当 / B「重大な損害と緊急性」も妥当
イ．A「第三者の審査庁」は妥当 / B「重大な損害と緊急性」は不妥当
ウ．A「第三者の審査庁」は不妥当 / B「重大な損害と緊急性」は妥当
エ．A「第三者の審査庁」は不妥当 / B「重大な損害と緊急性」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：審査庁が処分庁から独立した立場の場合、執行停止の方法はより限定されている。Bの根拠：執行停止は本案裁決までの間に生じる重大な不利益を防止するための暫定的救済である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0014 行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「重大な損害と緊急性」について、学習メモ「執行停止は本案裁決までの間に生じる重大な不利益を防止するための暫定的救済である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「口頭意見陳述」について、学習メモ「口頭意見陳述は、審査請求人等が自らの主張を直接述べるための重要な手続保障である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「重大な損害と緊急性」は妥当 / B「口頭意見陳述」も妥当
イ．A「重大な損害と緊急性」は妥当 / B「口頭意見陳述」は不妥当
ウ．A「重大な損害と緊急性」は不妥当 / B「口頭意見陳述」は妥当
エ．A「重大な損害と緊急性」は不妥当 / B「口頭意見陳述」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：執行停止は本案裁決までの間に生じる重大な不利益を防止するための暫定的救済である。Bの根拠：口頭意見陳述は、審査請求人等が自らの主張を直接述べるための重要な手続保障である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0015

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「口頭意見陳述」について、学習メモ「口頭意見陳述は、審査請求人等が自らの主張を直接述べるための重要な手続保障である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「処分庁等への質問」について、学習メモ「口頭意見陳述では、審理員の指揮の下で処分庁等への質問も可能である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「口頭意見陳述」は妥当 / B「処分庁等への質問」も妥当

イ．A「口頭意見陳述」は妥当 / B「処分庁等への質問」は不妥当

ウ．A「口頭意見陳述」は不妥当 / B「処分庁等への質問」は妥当

エ．A「口頭意見陳述」は不妥当 / B「処分庁等への質問」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：口頭意見陳述は、審査請求人等が自らの主張を直接述べるための重要な手続保障である。Bの根拠：口頭意見陳述では、審理員の指揮の下で処分庁等への質問も可能である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0016

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「処分庁等への質問」について、学習メモ「口頭意見陳述では、審理員の指揮の下で処分庁等への質問も可能である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「弁明書と反論書」について、学習メモ「弁明書と反論書により、処分庁等と審査請求人の主張が整理される。」を誤った整理として退ける。

ア．A「処分庁等への質問」は妥当 / B「弁明書と反論書」も妥当

イ．A「処分庁等への質問」は妥当 / B「弁明書と反論書」は不妥当

ウ．A「処分庁等への質問」は不妥当 / B「弁明書と反論書」は妥当

エ．A「処分庁等への質問」は不妥当 / B「弁明書と反論書」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：口頭意見陳述では、審理員の指揮の下で処分庁等への質問も可能である。Bの根拠：弁明書と反論書により、処分庁等と審査請求人の主張が整理される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0017

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「弁明書と反論書」について、学習メモ「弁明書と反論書により、処分庁等と審査請求人の主張が整理される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「証拠書類・物件」について、学習メモ「審理員は公正な判断に必要な事実を把握するため、法定の調査・審理手段を用いる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「弁明書と反論書」は妥当 / B「証拠書類・物件」も妥当

イ . A「弁明書と反論書」は妥当 / B「証拠書類・物件」は不妥当

ウ . A「弁明書と反論書」は不妥当 / B「証拠書類・物件」は妥当

エ . A「弁明書と反論書」は不妥当 / B「証拠書類・物件」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：弁明書と反論書により、処分庁等と審査請求人の主張が整理される。 Bの根拠：審理員は公正な判断に必要な事実を把握するため、法定の調査・審理手段を用いる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0018

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「証拠書類・物件」について、学習メモ「審理員は公正な判断に必要な事実を把握するため、法定の調査・審理手段を用いる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「閲覧・写しの交付」について、学習メモ「当事者が審理資料を確認できることは、反論・防御の機会を実質化する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「証拠書類・物件」は妥当 / B「閲覧・写しの交付」も妥当

イ . A「証拠書類・物件」は妥当 / B「閲覧・写しの交付」は不妥当

ウ . A「証拠書類・物件」は不妥当 / B「閲覧・写しの交付」は妥当

エ . A「証拠書類・物件」は不妥当 / B「閲覧・写しの交付」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：審理員は公正な判断に必要な事実を把握するため、法定の調査・審理手段を用いる。 Bの根拠：当事者が審理資料を確認できることは、反論・防御の機会を実質化する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0019

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「閲覧・写しの交付」について、学習メモ「当事者が審理資料を確認できることは、反論・防御の機会を実質化する。」を誤った整理として退ける。
B：論点「取下げ」について、学習メモ「審査請求の取下げは裁決まで可能で、審理手続を終了させる当事者の処分行為である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「閲覧・写しの交付」は妥当 / B「取下げ」も妥当
イ．A「閲覧・写しの交付」は妥当 / B「取下げ」は不妥当
ウ．A「閲覧・写しの交付」は不妥当 / B「取下げ」は妥当
エ．A「閲覧・写しの交付」は不妥当 / B「取下げ」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：当事者が審理資料を確認できることは、反論・防御の機会を実質化する。Bの根拠：審査請求の取下げは裁決まで可能で、審理手続を終了させる当事者の処分行為である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0020

行政不服審査法 > 審理手続・執行停止 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「取下げ」について、学習メモ「審査請求の取下げは裁決まで可能で、審理手続を終了させる当事者の処分行為である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「執行不停止原則」について、学習メモ「行政不服審査でも執行不停止が原則であり、必要な場合に執行停止制度を利用する。」を誤った整理として退ける。
ア．A「取下げ」は妥当 / B「執行不停止原則」も妥当
イ．A「取下げ」は妥当 / B「執行不停止原則」は不妥当
ウ．A「取下げ」は不妥当 / B「執行不停止原則」は妥当
エ．A「取下げ」は不妥当 / B「執行不停止原則」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：審査請求の取下げは裁決まで可能で、審理手続を終了させる当事者の処分行為である。Bの根拠：行政不服審査でも執行不停止が原則であり、必要な場合に執行停止制度を利用する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0021

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「却下と棄却」について、学習メモ「却下は手続的な不適法、棄却は適法な審査請求について本案上理由がない場合の裁決である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「事情裁決」について、学習メモ「事情裁決は、処分の違法・不当を認めつつ公益上の理由から取消しをしない例外的制度である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「却下と棄却」は妥当 / B「事情裁決」も妥当
イ . A「却下と棄却」は妥当 / B「事情裁決」は不妥当
ウ . A「却下と棄却」は不妥当 / B「事情裁決」は妥当
エ . A「却下と棄却」は不妥当 / B「事情裁決」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：却下は手続的な不適法、棄却は適法な審査請求について本案上理由がない場合の裁決である。Bの根拠：事情裁決は、処分の違法・不当を認めつつ公益上の理由から取消しをしない例外的制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0022

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「事情裁決」について、学習メモ「事情裁決は、処分の違法・不当を認めつつ公益上の理由から取消しをしない例外的制度である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「認容裁決」について、学習メモ「審査庁の地位により、認容時に処分を変更できる範囲が異なる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「事情裁決」は妥当 / B「認容裁決」も妥当
イ . A「事情裁決」は妥当 / B「認容裁決」は不妥当
ウ . A「事情裁決」は不妥当 / B「認容裁決」は妥当
エ . A「事情裁決」は不妥当 / B「認容裁決」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：事情裁決は、処分の違法・不当を認めつつ公益上の理由から取消しをしない例外的制度である。Bの根拠：審査庁の地位により、認容時に処分を変更できる範囲が異なる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0023

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「認容裁決」について、学習メモ「審査庁の地位により、認容時に処分を変更できる範囲が異なる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「申請型認容」について、学習メモ「申請拒否処分の認容では、単なる取消しに加え、審査庁の地位に応じて一定の処分を命じ又は自ら行う制度がある。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「認容裁決」は妥当 / B「申請型認容」も妥当
イ . A「認容裁決」は妥当 / B「申請型認容」は不妥当
ウ . A「認容裁決」は不妥当 / B「申請型認容」は妥当
エ . A「認容裁決」は不妥当 / B「申請型認容」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：審査庁の地位により、認容時に処分を変更できる範囲が異なる。Bの根拠：申請拒否処分の認容では、単なる取消しに加え、審査庁の地位に応じて一定の処分を命じ又は自ら行う制度がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0024

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「申請型認容」について、学習メモ「申請拒否処分の認容では、単なる取消しに加え、審査庁の地位に応じて一定の処分を命じ又は自ら行う制度がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「不作為の裁決」について、学習メモ「不作為審査請求の認容は、申請に対する行政庁の応答を実現する方向で措置がとられる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「申請型認容」は妥当 / B「不作為の裁決」も妥当
イ . A「申請型認容」は妥当 / B「不作為の裁決」は不妥当
ウ . A「申請型認容」は不妥当 / B「不作為の裁決」は妥当
エ . A「申請型認容」は不妥当 / B「不作為の裁決」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：申請拒否処分の認容では、単なる取消しに加え、審査庁の地位に応じて一定の処分を命じ又は自ら行う制度がある。Bの根拠：不作為審査請求の認容は、申請に対する行政庁の応答を実現する方向で措置がとられる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0025

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「不作為の裁決」について、学習メモ「不作為審査請求の認容は、申請に対する行政庁の応答を実現する方向で措置がとられる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「不利益変更禁止」について、学習メモ「不利益変更禁止は、救済を求めた審査請求人が申立てによってかえって不利益を受けることを防ぐ。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「不作為の裁決」は妥当 / B「不利益変更禁止」も妥当

イ．A「不作為の裁決」は妥当 / B「不利益変更禁止」は不妥当

ウ．A「不作為の裁決」は不妥当 / B「不利益変更禁止」は妥当

エ．A「不作為の裁決」は不妥当 / B「不利益変更禁止」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：不作為審査請求の認容は、申請に対する行政庁の応答を実現する方向で措置がとられる。Bの根拠：不利益変更禁止は、救済を求めた審査請求人が申立てによってかえって不利益を受けることを防ぐ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0026

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「不利益変更禁止」について、学習メモ「不利益変更禁止は、救済を求めた審査請求人が申立てによってかえって不利益を受けることを防ぐ。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「裁決の効力発生」について、学習メモ「裁決書の送達は、裁決の内容を審査請求人に確実に到達させ、その効力を発生させる重要な手続である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「不利益変更禁止」は妥当 / B「裁決の効力発生」も妥当

イ．A「不利益変更禁止」は妥当 / B「裁決の効力発生」は不妥当

ウ．A「不利益変更禁止」は不妥当 / B「裁決の効力発生」は妥当

エ．A「不利益変更禁止」は不妥当 / B「裁決の効力発生」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：不利益変更禁止は、救済を求めた審査請求人が申立てによってかえって不利益を受けることを防ぐ。 Bの根拠：裁決書の送達は、裁決の内容を審査請求人に確実に到達させ、その効力を発生させる重要な手続である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0027

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「裁決の効力発生」について、学習メモ「裁決書の送達は、裁決の内容を審査請求人に確実に到達させ、その効力を発生させる重要な手続である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「裁決の拘束力」について、学習メモ「裁決の実効性を確保するため、関係行政庁には裁決の趣旨に従う拘束力が及ぶ。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「裁決の効力発生」は妥当 / B「裁決の拘束力」も妥当

イ．A「裁決の効力発生」は妥当 / B「裁決の拘束力」は不妥当

ウ．A「裁決の効力発生」は不妥当 / B「裁決の拘束力」は妥当

エ．A「裁決の効力発生」は不妥当 / B「裁決の拘束力」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：裁決書の送達は、裁決の内容を審査請求人に確実に到達させ、その効力を発生させる重要な手続である。Bの根拠：裁決の実効性を確保するため、関係行政庁には裁決の趣旨に従う拘束力が及ぶ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0028

行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「裁決の拘束力」について、学習メモ「裁決の実効性を確保するため、関係行政庁には裁決の趣旨に従う拘束力が及ぶ。」を誤った整理として退ける。

B：論点「再調査の請求」について、学習メモ「再調査の請求は、処分庁自身に再検討を求める特別な制度で、法律の明文がある場合に限られる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「裁決の拘束力」は妥当 / B「再調査の請求」も妥当

イ．A「裁決の拘束力」は妥当 / B「再調査の請求」は不妥当

ウ．A「裁決の拘束力」は不妥当 / B「再調査の請求」は妥当

エ．A「裁決の拘束力」は不妥当 / B「再調査の請求」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：裁決の実効性を確保するため、関係行政庁には裁決の趣旨に従う拘束力が及ぶ。Bの根拠：再調査の請求は、処分庁自身に再検討を求める特別な制度で、法律の明文がある場合に限られる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0029 行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「再調査の請求」について、学習メモ「再調査の請求は、処分庁自身に再検討を求める特別な制度で、法律の明文がある場合に限られる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「再審査請求」について、学習メモ「再審査請求は一般的な必須手続ではなく、個別法が定める場合の追加的な行政救済である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「再調査の請求」は妥当 / B「再審査請求」も妥当

イ . A「再調査の請求」は妥当 / B「再審査請求」は不妥当

ウ . A「再調査の請求」は不妥当 / B「再審査請求」は妥当

エ . A「再調査の請求」は不妥当 / B「再審査請求」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：再調査の請求は、処分庁自身に再検討を求める特別な制度で、法律の明文がある場合に限られる。 Bの根拠：再審査請求は一般的な必須手続ではなく、個別法が定める場合の追加的な行政救済である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0030 行政不服審査法 > 裁決・再調査の請求・再審査請求 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「再審査請求」について、学習メモ「再審査請求は一般的な必須手続ではなく、個別法が定める場合の追加的な行政救済である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「却下と棄却」について、学習メモ「却下は手続的な不適法、棄却は適法な審査請求について本案上理由がない場合の裁決である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「再審査請求」は妥当 / B「却下と棄却」も妥当

イ . A「再審査請求」は妥当 / B「却下と棄却」は不妥当

ウ . A「再審査請求」は不妥当 / B「却下と棄却」は妥当

エ . A「再審査請求」は不妥当 / B「却下と棄却」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：再審査請求は一般的な必須手続ではなく、個別法が定める場合の追加的な行政救済である。 Bの根拠：却下は手続的な不適法、棄却は適法な審査請求について本案上理由がない場合の裁決である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0031

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「取消訴訟の定義」について、学習メモ「取消訴訟の中心は、国民の権利義務に直接法的効果を及ぼす行政庁の公権力行使を取り消すことである。」を誤った整理として退ける。

B：論点「自由選択主義」について、学習メモ「取消訴訟は原則として審査請求前置ではなく、個別法律に特別の定めがあるときだけ裁決前置となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「取消訴訟の定義」は妥当 / B「自由選択主義」も妥当

イ．A「取消訴訟の定義」は妥当 / B「自由選択主義」は不妥当

ウ．A「取消訴訟の定義」は不妥当 / B「自由選択主義」は妥当

エ．A「取消訴訟の定義」は不妥当 / B「自由選択主義」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟の中心は、国民の権利義務に直接法的効果を及ぼす行政庁の公権力行使を取り消すことである。Bの根拠：取消訴訟は原則として審査請求前置ではなく、個別法律に特別の定めがあるときだけ裁決前置となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0032

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「自由選択主義」について、学習メモ「取消訴訟は原則として審査請求前置ではなく、個別法律に特別の定めがあるときだけ裁決前置となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「裁決前置の例外」について、学習メモ「裁決前置の個別法があっても、救済の遅延が深刻な場合などには裁決を待たず訴訟できる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「自由選択主義」は妥当 / B「裁決前置の例外」も妥当

イ．A「自由選択主義」は妥当 / B「裁決前置の例外」は不妥当

ウ．A「自由選択主義」は不妥当 / B「裁決前置の例外」は妥当

エ．A「自由選択主義」は不妥当 / B「裁決前置の例外」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟は原則として審査請求前置ではなく、個別法律に特別の定めがあるときだけ裁決前置となる。Bの根拠：裁決前置の個別法があっても、救済の遅延が深刻な場合などには裁決を待たず訴訟できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0033

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「裁決前置の例外」について、学習メモ「裁決前置の個別法があっても、救済の遅延が深刻な場合などには裁決を待たず訴訟できる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「法律上の利益」について、学習メモ「取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」が基準となる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「裁決前置の例外」は妥当 / B「法律上の利益」も妥当
イ．A「裁決前置の例外」は妥当 / B「法律上の利益」は不妥当
ウ．A「裁決前置の例外」は不妥当 / B「法律上の利益」は妥当
エ．A「裁決前置の例外」は不妥当 / B「法律上の利益」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：裁決前置の個別法があっても、救済の遅延が深刻な場合などには裁決を待たず訴訟できる。Bの根拠：取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」が基準となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0034

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「法律上の利益」について、学習メモ「取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」が基準となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「第三者原告適格」について、学習メモ「第三者の原告適格は、法令の保護範囲を実質的に検討して判断される。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「法律上の利益」は妥当 / B「第三者原告適格」も妥当
イ．A「法律上の利益」は妥当 / B「第三者原告適格」は不妥当
ウ．A「法律上の利益」は不妥当 / B「第三者原告適格」は妥当
エ．A「法律上の利益」は不妥当 / B「第三者原告適格」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」が基準となる。Bの根拠：第三者の原告適格は、法令の保護範囲を実質的に検討して判断される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0035

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「第三者原告適格」について、学習メモ「第三者の原告適格は、法令の保護範囲を実質的に検討して判断される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「処分効果消滅後の利益」について、学習メモ「取消訴訟では、処分の効果が失われても、取消しによる具体的な法的利益が残るかを検討する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「第三者原告適格」は妥当 / B「処分効果消滅後の利益」も妥当

イ．A「第三者原告適格」は妥当 / B「処分効果消滅後の利益」は不妥当

ウ．A「第三者原告適格」は不妥当 / B「処分効果消滅後の利益」は妥当

エ．A「第三者原告適格」は不妥当 / B「処分効果消滅後の利益」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：第三者の原告適格は、法令の保護範囲を実質的に検討して判断される。 Bの根拠：取消訴訟では、処分の効果が失われても、取消しによる具体的な法的利益が残るかを検討する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0036

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「処分効果消滅後の利益」について、学習メモ「取消訴訟では、処分の効果が失われても、取消しによる具体的な法的利益が残るかを検討する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「被告適格」について、学習メモ「2004年改正後の取消訴訟では、処分庁等が国・公共団体に所属するときは国・公共団体を被告とする。」を誤った整理として退ける。

ア．A「処分効果消滅後の利益」は妥当 / B「被告適格」も妥当

イ．A「処分効果消滅後の利益」は妥当 / B「被告適格」は不妥当

ウ．A「処分効果消滅後の利益」は不妥当 / B「被告適格」は妥当

エ．A「処分効果消滅後の利益」は不妥当 / B「被告適格」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟では、処分の効果が失われても、取消しによる具体的な法的利益が残るかを検討する。 Bの根拠：2004年改正後の取消訴訟では、処分庁等が国・公共団体に所属するときは国・公共団体を被告とする。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0037

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「被告適格」について、学習メモ「2004年改正後の取消訴訟では、処分庁等が国・公共団体に所属するときは国・公共団体を被告とする。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「管轄」について、学習メモ「取消訴訟の管轄は行政事件訴訟法12条が定め、処分地等に応じた追加管轄もある。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「被告適格」は妥当 / B「管轄」も妥当

イ . A「被告適格」は妥当 / B「管轄」は不妥当

ウ . A「被告適格」は不妥当 / B「管轄」は妥当

エ . A「被告適格」は不妥当 / B「管轄」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：2004年改正後の取消訴訟では、処分庁等が国・公共団体に所属するときは国・公共団体を被告とする。Bの根拠：取消訴訟の管轄は行政事件訴訟法12条が定め、処分地等に応じた追加管轄もある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0038

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「管轄」について、学習メモ「取消訴訟の管轄は行政事件訴訟法12条が定め、処分地等に応じた追加管轄もある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「出訴期間」について、学習メモ「取消訴訟の出訴期間は、処分を知った日を基準とする6か月と、処分の日からの1年という二重の制限である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「管轄」は妥当 / B「出訴期間」も妥当

イ . A「管轄」は妥当 / B「出訴期間」は不妥当

ウ . A「管轄」は不妥当 / B「出訴期間」は妥当

エ . A「管轄」は不妥当 / B「出訴期間」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟の管轄は行政事件訴訟法12条が定め、処分地等に応じた追加管轄もある。 Bの根拠：取消訴訟の出訴期間は、処分を知った日を基準とする6か月と、処分の日からの1年という二重の制限である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0039

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「出訴期間」について、学習メモ「取消訴訟の出訴期間は、処分を知った日を基準とする6か月と、処分の日からの1年という二重の制限である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「裁決取消訴訟の理由制限」について、学習メモ「原処分主義の下では、原処分の違法は原処分取消訴訟で、裁決固有の違法は裁決取消訴訟で争う。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「出訴期間」は妥当 / B「裁決取消訴訟の理由制限」も妥当

イ．A「出訴期間」は妥当 / B「裁決取消訴訟の理由制限」は不妥当

ウ．A「出訴期間」は不妥当 / B「裁決取消訴訟の理由制限」は妥当

エ．A「出訴期間」は不妥当 / B「裁決取消訴訟の理由制限」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟の出訴期間は、処分を知った日を基準とする6か月と、処分の日からの1年という二重の制限である。 Bの根拠：原処分主義の下では、原処分の違法は原処分取消訴訟で、裁決固有の違法は裁決取消訴訟で争う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0040

行政事件訴訟法 > 取消訴訟・処分性・原告適格 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「裁決取消訴訟の理由制限」について、学習メモ「原処分主義の下では、原処分の違法は原処分取消訴訟で、裁決固有の違法は裁決取消訴訟で争う。」を誤った整理として退ける。

B：論点「取消訴訟の定義」について、学習メモ「取消訴訟の中心は、国民の権利義務に直接法的効果を及ぼす行政庁の公権力行使を取り消すことである。」を誤った整理として退ける。

ア．A「裁決取消訴訟の理由制限」は妥当 / B「取消訴訟の定義」も妥当

イ．A「裁決取消訴訟の理由制限」は妥当 / B「取消訴訟の定義」は不妥当

ウ．A「裁決取消訴訟の理由制限」は不妥当 / B「取消訴訟の定義」は妥当

エ．A「裁決取消訴訟の理由制限」は不妥当 / B「取消訴訟の定義」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：原処分主義の下では、原処分の違法は原処分取消訴訟で、裁決固有の違法は裁決取消訴訟で争う。 Bの根拠：取消訴訟の中心は、国民の権利義務に直接法的効果を及ぼす行政庁の公権力行使を取り消すことである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0041 行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「無効等確認訴訟」について、学習メモ「無効等確認訴訟は、取消訴訟と異なり処分等の無効・不存在など効力の有無を確認する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「無効確認の補充性」について、学習メモ「無効等確認訴訟には、確認の必要性・補充性が求められる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「無効等確認訴訟」は妥当 / B「無効確認の補充性」も妥当
イ．A「無効等確認訴訟」は妥当 / B「無効確認の補充性」は不妥当
ウ．A「無効等確認訴訟」は不妥当 / B「無効確認の補充性」は妥当
エ．A「無効等確認訴訟」は不妥当 / B「無効確認の補充性」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：無効等確認訴訟は、取消訴訟と異なり処分等の無効・不存在など効力の有無を確認する。 Bの根拠：無効等確認訴訟には、確認の必要性・補充性が求められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0042 行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「無効確認の補充性」について、学習メモ「無効等確認訴訟には、確認の必要性・補充性が求められる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「不作為違法確認の原告適格」について、学習メモ「不作為違法確認訴訟は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務を争う訴訟である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「無効確認の補充性」は妥当 / B「不作為違法確認の原告適格」も妥当
イ．A「無効確認の補充性」は妥当 / B「不作為違法確認の原告適格」は不妥当
ウ．A「無効確認の補充性」は不妥当 / B「不作為違法確認の原告適格」は妥当
エ．A「無効確認の補充性」は不妥当 / B「不作為違法確認の原告適格」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：無効等確認訴訟には、確認の必要性・補充性が求められる。 Bの根拠：不作為違法確認訴訟は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務を争う訴訟である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0043

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「不作為違法確認の原告適格」について、学習メモ「不作為違法確認訴訟は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務を争う訴訟である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「不作為の違法確認」について、学習メモ「行政庁が申請に応答しない場合、不作為違法確認訴訟が基本的な救済手段となる。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「不作為違法確認の原告適格」は妥当 / B「不作為の違法確認」も妥当
イ．A「不作為違法確認の原告適格」は妥当 / B「不作為の違法確認」は不妥当
ウ．A「不作為違法確認の原告適格」は不妥当 / B「不作為の違法確認」は妥当
エ．A「不作為違法確認の原告適格」は不妥当 / B「不作為の違法確認」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：不作為違法確認訴訟は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務を争う訴訟である。Bの根拠：行政庁が申請に応答しない場合、不作為違法確認訴訟が基本的な救済手段となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0044

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「不作為の違法確認」について、学習メモ「行政庁が申請に応答しない場合、不作為違法確認訴訟が基本的な救済手段となる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「義務付け訴訟の類型」について、学習メモ「義務付け訴訟は行政庁に一定の処分・裁決をすることを命ずる判決を求める抗告訴訟である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「不作為の違法確認」は妥当 / B「義務付け訴訟の類型」も妥当
イ．A「不作為の違法確認」は妥当 / B「義務付け訴訟の類型」は不妥当
ウ．A「不作為の違法確認」は不妥当 / B「義務付け訴訟の類型」は妥当
エ．A「不作為の違法確認」は不妥当 / B「義務付け訴訟の類型」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：行政庁が申請に応答しない場合、不作為違法確認訴訟が基本的な救済手段となる。Bの根拠：義務付け訴訟は行政庁に一定の処分・裁決をすることを命ずる判決を求める抗告訴訟である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0045

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「義務付け訴訟の類型」について、学習メモ「義務付け訴訟は行政庁に一定の処分・裁決をすることを命ずる判決を求める抗告訴訟である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「非申請型義務付け」について、学習メモ「非申請型義務付け訴訟は重大損害のおそれと補充性を備える場合の例外的救済である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「義務付け訴訟の類型」は妥当 / B「非申請型義務付け」も妥当
イ．A「義務付け訴訟の類型」は妥当 / B「非申請型義務付け」は不妥当
ウ．A「義務付け訴訟の類型」は不妥当 / B「非申請型義務付け」は妥当
エ．A「義務付け訴訟の類型」は不妥当 / B「非申請型義務付け」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：義務付け訴訟は行政庁に一定の処分・裁決をすることを命ずる判決を求める抗告訴訟である。Bの根拠：非申請型義務付け訴訟は重大損害のおそれと補充性を備える場合の例外的救済である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0046

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「非申請型義務付け」について、学習メモ「非申請型義務付け訴訟は重大損害のおそれと補充性を備える場合の例外的救済である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「申請型義務付け」について、学習メモ「申請型義務付けは、申請者自身が既存の不作為・拒否処分を争いながら、望む処分の実現を求める制度である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「非申請型義務付け」は妥当 / B「申請型義務付け」も妥当
イ．A「非申請型義務付け」は妥当 / B「申請型義務付け」は不妥当
ウ．A「非申請型義務付け」は不妥当 / B「申請型義務付け」は妥当
エ．A「非申請型義務付け」は不妥当 / B「申請型義務付け」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：非申請型義務付け訴訟は重大損害のおそれと補充性を備える場合の例外的救済である。Bの根拠：申請型義務付けは、申請者自身が既存の不作為・拒否処分を争いながら、望む処分の実現を求める制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0047

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「申請型義務付け」について、学習メモ「申請型義務付けは、申請者自身が既存の不作為・拒否処分を争いながら、望む処分の実現を求める制度である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「併合提起」について、学習メモ「申請型義務付けでは、既存の行政状態を除去する訴えと積極的な処分を求める訴えを組み合わせる。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「申請型義務付け」は妥当 / B「併合提起」も妥当
イ．A「申請型義務付け」は妥当 / B「併合提起」は不妥当
ウ．A「申請型義務付け」は不妥当 / B「併合提起」は妥当
エ．A「申請型義務付け」は不妥当 / B「併合提起」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：申請型義務付けは、申請者自身が既存の不作為・拒否処分を争いながら、望む処分の実現を求める制度である。Bの根拠：申請型義務付けでは、既存の行政状態を除去する訴えと積極的な処分を求める訴えを組み合わせる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0048

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「併合提起」について、学習メモ「申請型義務付けでは、既存の行政状態を除去する訴えと積極的な処分を求める訴えを組み合わせる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「差止め訴訟」について、学習メモ「差止め訴訟は処分前の事前救済であり、重大な損害と補充性が重要な要件となる。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「併合提起」は妥当 / B「差止め訴訟」も妥当
イ．A「併合提起」は妥当 / B「差止め訴訟」は不妥当
ウ．A「併合提起」は不妥当 / B「差止め訴訟」は妥当
エ．A「併合提起」は不妥当 / B「差止め訴訟」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：申請型義務付けでは、既存の行政状態を除去する訴えと積極的な処分を求める訴えを組み合わせる。Bの根拠：差止め訴訟は処分前の事前救済であり、重大な損害と補充性が重要な要件となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0049

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「差止め訴訟」について、学習メモ「差止め訴訟は処分前の事前救済であり、重大な損害と補充性が重要な要件となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「差止め判決」について、学習メモ「差止め判決には訴訟要件だけでなく、処分をしてはならないことが法令上明らか等の本案要件が必要である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「差止め訴訟」は妥当 / B「差止め判決」も妥当
イ . A「差止め訴訟」は妥当 / B「差止め判決」は不妥当
ウ . A「差止め訴訟」は不妥当 / B「差止め判決」は妥当
エ . A「差止め訴訟」は不妥当 / B「差止め判決」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：差止め訴訟は処分前の事前救済であり、重大な損害と補充性が重要な要件となる。Bの根拠：差止め判決には訴訟要件だけでなく、処分をしてはならないことが法令上明らか等の本案要件が必要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0050

行政事件訴訟法 > 無効等確認・不作為違法確認・義務付け・差止め | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「差止め判決」について、学習メモ「差止め判決には訴訟要件だけでなく、処分をしてはならないことが法令上明らか等の本案要件が必要である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「無効等確認訴訟」について、学習メモ「無効等確認訴訟は、取消訴訟と異なり処分等の無効・不存在など効力の有無を確認する。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「差止め判決」は妥当 / B「無効等確認訴訟」も妥当
イ . A「差止め判決」は妥当 / B「無効等確認訴訟」は不妥当
ウ . A「差止め判決」は不妥当 / B「無効等確認訴訟」は妥当
エ . A「差止め判決」は不妥当 / B「無効等確認訴訟」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：差止め判決には訴訟要件だけでなく、処分をしてはならないことが法令上明らか等の本案要件が必要である。Bの根拠：無効等確認訴訟は、取消訴訟と異なり処分等の無効・不存在など効力の有無を確認する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0051 行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「執行不停止原則」について、学習メモ「行政事件訴訟でも執行不停止が原則であり、緊急時には執行停止を別途申し立てる。」を誤った整理として退ける。
B：論点「執行停止の要件」について、学習メモ「執行停止は取消訴訟に付随する暫定救済で、本案判決までの重大損害を防ぐ。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「執行不停止原則」は妥当 / B「執行停止の要件」も妥当
イ．A「執行不停止原則」は妥当 / B「執行停止の要件」は不妥当
ウ．A「執行不停止原則」は不妥当 / B「執行停止の要件」は妥当
エ．A「執行不停止原則」は不妥当 / B「執行停止の要件」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政事件訴訟でも執行不停止が原則であり、緊急時には執行停止を別途申し立てる。Bの根拠：執行停止は取消訴訟に付随する暫定救済で、本案判決までの重大損害を防ぐ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0052 行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「執行停止の要件」について、学習メモ「執行停止は取消訴訟に付随する暫定救済で、本案判決までの重大損害を防ぐ。」を誤った整理として退ける。
B：論点「効力停止の補充性」について、学習メモ「執行停止は必要最小限の形で行う考え方から、効力停止には補充性がある。」を誤った整理として退ける。
ア．A「執行停止の要件」は妥当 / B「効力停止の補充性」も妥当
イ．A「執行停止の要件」は妥当 / B「効力停止の補充性」は不妥当
ウ．A「執行停止の要件」は不妥当 / B「効力停止の補充性」は妥当
エ．A「執行停止の要件」は不妥当 / B「効力停止の補充性」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：執行停止は取消訴訟に付随する暫定救済で、本案判決までの重大損害を防ぐ。Bの根拠：執行停止は必要最小限の形で行う考え方から、効力停止には補充性がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0053

行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「効力停止の補充性」について、学習メモ「執行停止は必要最小限の形で行う考え方から、効力停止には補充性がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「消極要件」について、学習メモ「執行停止は原告の損害防止と公共の利益、本案の見込みを総合して判断される。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「効力停止の補充性」は妥当 / B「消極要件」も妥当

イ . A「効力停止の補充性」は妥当 / B「消極要件」は不妥当

ウ . A「効力停止の補充性」は不妥当 / B「消極要件」は妥当

エ . A「効力停止の補充性」は不妥当 / B「消極要件」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：執行停止は必要最小限の形で行う考え方から、効力停止には補充性がある。 Bの根拠：執行停止は原告の損害防止と公共の利益、本案の見込みを総合して判断される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0054

行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「消極要件」について、学習メモ「執行停止は原告の損害防止と公共の利益、本案の見込みを総合して判断される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「疎明・意見聴取」について、学習メモ「執行停止は迅速性を確保しつつ、当事者の意見聴取によって手続保障も図る。」を誤った整理として退ける。

ア . A「消極要件」は妥当 / B「疎明・意見聴取」も妥当

イ . A「消極要件」は妥当 / B「疎明・意見聴取」は不妥当

ウ . A「消極要件」は不妥当 / B「疎明・意見聴取」は妥当

エ . A「消極要件」は不妥当 / B「疎明・意見聴取」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：執行停止は原告の損害防止と公共の利益、本案の見込みを総合して判断される。 Bの根拠：執行停止は迅速性を確保しつつ、当事者の意見聴取によって手続保障も図る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0055

行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「疎明・意見聴取」について、学習メモ「執行停止は迅速性を確保しつつ、当事者の意見聴取によって手続保障も図る。」を誤った整理として退ける。

B：論点「即時抗告」について、学習メモ「暫定救済の実効性を保つため、執行停止決定への即時抗告には当然の停止効がない。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「疎明・意見聴取」は妥当 / B「即時抗告」も妥当

イ . A「疎明・意見聴取」は妥当 / B「即時抗告」は不妥当

ウ . A「疎明・意見聴取」は不妥当 / B「即時抗告」は妥当

エ . A「疎明・意見聴取」は不妥当 / B「即時抗告」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：執行停止は迅速性を確保しつつ、当事者の意見聴取によって手続保障も図る。 Bの根拠：暫定救済の実効性を保つため、執行停止決定への即時抗告には当然の停止効がない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0056

行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「即時抗告」について、学習メモ「暫定救済の実効性を保つため、執行停止決定への即時抗告には当然の停止効がない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「内閣総理大臣の異議」について、学習メモ「内閣総理大臣の異議は例外的制度であり、公共の福祉への重大な影響を理由として執行停止を排除する強い効果を持つ。」を誤った整理として退ける。

ア . A「即時抗告」は妥当 / B「内閣総理大臣の異議」も妥当

イ . A「即時抗告」は妥当 / B「内閣総理大臣の異議」は不妥当

ウ . A「即時抗告」は不妥当 / B「内閣総理大臣の異議」は妥当

エ . A「即時抗告」は不妥当 / B「内閣総理大臣の異議」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：暫定救済の実効性を保つため、執行停止決定への即時抗告には当然の停止効がない。 Bの根拠：内閣総理大臣の異議は例外的制度であり、公共の福祉への重大な影響を理由として執行停止を排除する強い効果を持つ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0057

行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「内閣総理大臣の異議」について、学習メモ「内閣総理大臣の異議は例外的制度であり、公共の福祉への重大な影響を理由として執行停止を排除する強い効果を持つ。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「仮の義務付け」について、学習メモ「仮の義務付けは、本案判決を待つと回復不能な損害が生じる場合の強力な暫定救済である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「内閣総理大臣の異議」は妥当 / B「仮の義務付け」も妥当
イ．A「内閣総理大臣の異議」は妥当 / B「仮の義務付け」は不妥当
ウ．A「内閣総理大臣の異議」は不妥当 / B「仮の義務付け」は妥当
エ．A「内閣総理大臣の異議」は不妥当 / B「仮の義務付け」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：内閣総理大臣の異議は例外的制度であり、公共の福祉への重大な影響を理由として執行停止を排除する強い効果を持つ。 Bの根拠：仮の義務付けは、本案判決を待つと回復不能な損害が生じる場合の強力な暫定救済である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0058

行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「仮の義務付け」について、学習メモ「仮の義務付けは、本案判決を待つと回復不能な損害が生じる場合の強力な暫定救済である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「仮の差止め」について、学習メモ「仮の差止めは、本案判決までに処分が実行されて救済が無意味になることを防ぐ。」を誤った整理として退ける。
ア．A「仮の義務付け」は妥当 / B「仮の差止め」も妥当
イ．A「仮の義務付け」は妥当 / B「仮の差止め」は不妥当
ウ．A「仮の義務付け」は不妥当 / B「仮の差止め」は妥当
エ．A「仮の義務付け」は不妥当 / B「仮の差止め」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：仮の義務付けは、本案判決を待つと回復不能な損害が生じる場合の強力な暫定救済である。 Bの根拠：仮の差止めは、本案判決までに処分が実行されて救済が無意味になることを防ぐ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0059 行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「仮の差止め」について、学習メモ「仮の差止めは、本案判決までに処分が実行されて救済が無意味になることを防ぐ。」を誤った整理として退ける。
B：論点「公共の福祉と仮救済」について、学習メモ「仮の義務付け・仮の差止めは強い暫定救済であるため、公共の福祉に重大な影響がある場合は認められない。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「仮の差止め」は妥当 / B「公共の福祉と仮救済」も妥当
イ．A「仮の差止め」は妥当 / B「公共の福祉と仮救済」は不妥当
ウ．A「仮の差止め」は不妥当 / B「公共の福祉と仮救済」は妥当
エ．A「仮の差止め」は不妥当 / B「公共の福祉と仮救済」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：仮の差止めは、本案判決までに処分が実行されて救済が無意味になることを防ぐ。Bの根拠：仮の義務付け・仮の差止めは強い暫定救済であるため、公共の福祉に重大な影響がある場合は認められない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0060 行政事件訴訟法 > 執行停止・仮の義務付け・仮の差止め | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「公共の福祉と仮救済」について、学習メモ「仮の義務付け・仮の差止めは強い暫定救済であるため、公共の福祉に重大な影響がある場合は認められない。」を誤った整理として退ける。
B：論点「執行不停止原則」について、学習メモ「行政事件訴訟でも執行不停止が原則であり、緊急時には執行停止を別途申し立てる。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「公共の福祉と仮救済」は妥当 / B「執行不停止原則」も妥当
イ．A「公共の福祉と仮救済」は妥当 / B「執行不停止原則」は不妥当
ウ．A「公共の福祉と仮救済」は不妥当 / B「執行不停止原則」は妥当
エ．A「公共の福祉と仮救済」は不妥当 / B「執行不停止原則」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：仮の義務付け・仮の差止めは強い暫定救済であるため、公共の福祉に重大な影響がある場合は認められない。Bの根拠：行政事件訴訟でも執行不停止が原則であり、緊急時には執行停止を別途申し立てる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0061

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「1条の要件」について、学習メモ「国家賠償法1条は違法な公権力行使による損害を国・公共団体が賠償する制度である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「公務員個人責任」について、学習メモ「国家賠償法1条は被害者との外部関係では国・公共団体が責任を負い、内部関係では求償が問題となる。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「1条の要件」は妥当 / B「公務員個人責任」も妥当

イ . A「1条の要件」は妥当 / B「公務員個人責任」は不妥当

ウ . A「1条の要件」は不妥当 / B「公務員個人責任」は妥当

エ . A「1条の要件」は不妥当 / B「公務員個人責任」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：国家賠償法1条は違法な公権力行使による損害を国・公共団体が賠償する制度である。 Bの根拠：国家賠償法1条は被害者との外部関係では国・公共団体が責任を負い、内部関係では求償が問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0062

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「公務員個人責任」について、学習メモ「国家賠償法1条は被害者との外部関係では国・公共団体が責任を負い、内部関係では求償が問題となる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「公務員への求償」について、学習メモ「外部的な被害者救済と、公務員に対する内部的求償は区別して理解する必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「公務員個人責任」は妥当 / B「公務員への求償」も妥当

イ . A「公務員個人責任」は妥当 / B「公務員への求償」は不妥当

ウ . A「公務員個人責任」は不妥当 / B「公務員への求償」は妥当

エ . A「公務員個人責任」は不妥当 / B「公務員への求償」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：国家賠償法1条は被害者との外部関係では国・公共団体が責任を負い、内部関係では求償が問題となる。 Bの根拠：外部的な被害者救済と、公務員に対する内部的求償は区別して理解する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0063 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「公務員への求償」について、学習メモ「外部的な被害者救済と、公務員に対する内部的求償は区別して理解する必要がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「故意・過失」について、学習メモ「国家賠償法1条では、外部責任の「過失」と内部求償の「重大な過失」を混同しないことが重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「公務員への求償」は妥当 / B「故意・過失」も妥当
イ . A「公務員への求償」は妥当 / B「故意・過失」は不妥当
ウ . A「公務員への求償」は不妥当 / B「故意・過失」は妥当
エ . A「公務員への求償」は不妥当 / B「故意・過失」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：外部的な被害者救済と、公務員に対する内部的求償は区別して理解する必要がある。Bの根拠：国家賠償法1条では、外部責任の「過失」と内部求償の「重大な過失」を混同しないことが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0064 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「故意・過失」について、学習メモ「国家賠償法1条では、外部責任の「過失」と内部求償の「重大な過失」を混同しないことが重要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「職務を行うについて」について、学習メモ「国家賠償法1条は公務員の職務上の公権力行使に伴う違法な損害を対象とする。」を誤った整理として退ける。

ア . A「故意・過失」は妥当 / B「職務を行うについて」も妥当
イ . A「故意・過失」は妥当 / B「職務を行うについて」は不妥当
ウ . A「故意・過失」は不妥当 / B「職務を行うについて」は妥当
エ . A「故意・過失」は不妥当 / B「職務を行うについて」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：国家賠償法1条では、外部責任の「過失」と内部求償の「重大な過失」を混同しないことが重要である。Bの根拠：国家賠償法1条は公務員の職務上の公権力行使に伴う違法な損害を対象とする。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0065 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「職務を行うについて」について、学習メモ「国家賠償法1条は公務員の職務上の公権力行使に伴う違法な損害を対象とする。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「職務上の法的義務違反」について、学習メモ「取消訴訟の違法性と国家賠償法上の違法性は目的・要件が異なり、当然に一致するものではない。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「職務を行うについて」は妥当 / B「職務上の法的義務違反」も妥当
イ．A「職務を行うについて」は妥当 / B「職務上の法的義務違反」は不妥当
ウ．A「職務を行うについて」は不妥当 / B「職務上の法的義務違反」は妥当
エ．A「職務を行うについて」は不妥当 / B「職務上の法的義務違反」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：国家賠償法1条は公務員の職務上の公権力行使に伴う違法な損害を対象とする。 Bの根拠：取消訴訟の違法性と国家賠償法上の違法性は目的・要件が異なり、当然に一致するものではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0066 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「職務上の法的義務違反」について、学習メモ「取消訴訟の違法性と国家賠償法上の違法性は目的・要件が異なり、当然に一致するものではない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「規制権限不行使」について、学習メモ「規制権限不行使の国賠責任は、個々の国民に対する作為義務が認められるかが重要である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「職務上の法的義務違反」は妥当 / B「規制権限不行使」も妥当
イ．A「職務上の法的義務違反」は妥当 / B「規制権限不行使」は不妥当
ウ．A「職務上の法的義務違反」は不妥当 / B「規制権限不行使」は妥当
エ．A「職務上の法的義務違反」は不妥当 / B「規制権限不行使」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：取消訴訟の違法性と国家賠償法上の違法性は目的・要件が異なり、当然に一致するものではない。 Bの根拠：規制権限不行使の国賠責任は、個々の国民に対する作為義務が認められるかが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0067

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「規制権限不行使」について、学習メモ「規制権限不行使の国賠責任は、個々の国民に対する作為義務が認められるかが重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「国家賠償法3条」について、学習メモ「国家賠償法3条は行政組織間の費用負担関係が複雑でも被害者救済を確保するための規定である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「規制権限不行使」は妥当 / B「国家賠償法3条」も妥当

イ . A「規制権限不行使」は妥当 / B「国家賠償法3条」は不妥当

ウ . A「規制権限不行使」は不妥当 / B「国家賠償法3条」は妥当

エ . A「規制権限不行使」は不妥当 / B「国家賠償法3条」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：規制権限不行使の国賠責任は、個々の国民に対する作為義務が認められるかが重要である。 Bの根拠：国家賠償法3条は行政組織間の費用負担関係が複雑でも被害者救済を確保するための規定である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0068

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「国家賠償法3条」について、学習メモ「国家賠償法3条は行政組織間の費用負担関係が複雑でも被害者救済を確保するための規定である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「民法等との関係」について、学習メモ「国家賠償法は公権力による損害賠償の特則を定めつつ、民法や他の特別法との関係を調整している。」を誤った整理として退ける。

ア . A「国家賠償法3条」は妥当 / B「民法等との関係」も妥当

イ . A「国家賠償法3条」は妥当 / B「民法等との関係」は不妥当

ウ . A「国家賠償法3条」は不妥当 / B「民法等との関係」は妥当

エ . A「国家賠償法3条」は不妥当 / B「民法等との関係」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：国家賠償法3条は行政組織間の費用負担関係が複雑でも被害者救済を確保するための規定である。 Bの根拠：国家賠償法は公権力による損害賠償の特則を定めつつ、民法や他の特別法との関係を調整している。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0069 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「民法等との関係」について、学習メモ「国家賠償法は公権力による損害賠償の特則を定めつつ、民法や他の特別法との関係を調整している。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「相互保証」について、学習メモ「国家賠償法6条は外国人被害者について相互保証を要件としている。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「民法等との関係」は妥当 / B「相互保証」も妥当
イ．A「民法等との関係」は妥当 / B「相互保証」は不妥当
ウ．A「民法等との関係」は不妥当 / B「相互保証」は妥当
エ．A「民法等との関係」は不妥当 / B「相互保証」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：国家賠償法は公権力による損害賠償の特則を定めつつ、民法や他の特別法との関係を調整している。 Bの根拠：国家賠償法6条は外国人被害者について相互保証を要件としている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0070 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法1条 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「相互保証」について、学習メモ「国家賠償法6条は外国人被害者について相互保証を要件としている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「1条の要件」について、学習メモ「国家賠償法1条は違法な公権力行使による損害を国・公共団体が賠償する制度である。」を誤った整理として退ける。
ア．A「相互保証」は妥当 / B「1条の要件」も妥当
イ．A「相互保証」は妥当 / B「1条の要件」は不妥当
ウ．A「相互保証」は不妥当 / B「1条の要件」は妥当
エ．A「相互保証」は不妥当 / B「1条の要件」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：国家賠償法6条は外国人被害者について相互保証を要件としている。 Bの根拠：国家賠償法1条は違法な公権力行使による損害を国・公共団体が賠償する制度である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0071

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「営造物責任の要件」について、学習メモ「国家賠償法2条は、公の営造物の安全性欠如による損害を対象とする。」を誤った整理として退ける。
B：論点「無過失責任の性格」について、学習メモ「国家賠償法2条は営造物の客観的安全性を重視し、担当者の具体的過失の立証を要しない。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「営造物責任の要件」は妥当 / B「無過失責任の性格」も妥当
イ．A「営造物責任の要件」は妥当 / B「無過失責任の性格」は不妥当
ウ．A「営造物責任の要件」は不妥当 / B「無過失責任の性格」は妥当
エ．A「営造物責任の要件」は不妥当 / B「無過失責任の性格」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：国家賠償法2条は、公の営造物の安全性欠如による損害を対象とする。 Bの根拠：国家賠償法2条は営造物の客観的安全性を重視し、担当者の具体的過失の立証を要しない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0072

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「無過失責任の性格」について、学習メモ「国家賠償法2条は営造物の客観的安全性を重視し、担当者の具体的過失の立証を要しない。」を誤った整理として退ける。
B：論点「通常有すべき安全性」について、学習メモ「営造物の瑕疵は「通常有すべき安全性を欠く状態」という客観的基準で判断される。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「無過失責任の性格」は妥当 / B「通常有すべき安全性」も妥当
イ．A「無過失責任の性格」は妥当 / B「通常有すべき安全性」は不妥当
ウ．A「無過失責任の性格」は不妥当 / B「通常有すべき安全性」は妥当
エ．A「無過失責任の性格」は不妥当 / B「通常有すべき安全性」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：国家賠償法2条は営造物の客観的安全性を重視し、担当者の具体的過失の立証を要しない。 Bの根拠：営造物の瑕疵は「通常有すべき安全性を欠く状態」という客観的基準で判断される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0073

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「通常有すべき安全性」について、学習メモ「営造物の瑕疵は「通常有すべき安全性を欠く状態」という客観的基準で判断される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「瑕疵の具体的判断」について、学習メモ「営造物の安全性は施設の性質や利用状況等によって変わるため、具体的・個別的に判断される。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「通常有すべき安全性」は妥当 / B「瑕疵の具体的判断」も妥当

イ . A「通常有すべき安全性」は妥当 / B「瑕疵の具体的判断」は不妥当

ウ . A「通常有すべき安全性」は不妥当 / B「瑕疵の具体的判断」は妥当

エ . A「通常有すべき安全性」は不妥当 / B「瑕疵の具体的判断」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：営造物の瑕疵は「通常有すべき安全性を欠く状態」という客観的基準で判断される。Bの根拠：営造物の安全性は施設の性質や利用状況等によって変わるため、具体的・個別的に判断される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0074

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「瑕疵の具体的判断」について、学習メモ「営造物の安全性は施設の性質や利用状況等によって変わるため、具体的・個別的に判断される。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「一時的危険状態」について、学習メモ「営造物責任では、物理的構造だけでなく管理方法による安全性の欠如も問題となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「瑕疵の具体的判断」は妥当 / B「一時的危険状態」も妥当

イ . A「瑕疵の具体的判断」は妥当 / B「一時的危険状態」は不妥当

ウ . A「瑕疵の具体的判断」は不妥当 / B「一時的危険状態」は妥当

エ . A「瑕疵の具体的判断」は不妥当 / B「一時的危険状態」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：営造物の安全性は施設の性質や利用状況等によって変わるため、具体的・個別的に判断される。Bの根拠：営造物責任では、物理的構造だけでなく管理方法による安全性の欠如も問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0075 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「一時的危険状態」について、学習メモ「営造物責任では、物理的構造だけでなく管理方法による安全性の欠如も問題となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「公の営造物」について、学習メモ「公の営造物には道路・河川など、公の目的に供され公的に管理される施設が含まれる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「一時的危険状態」は妥当 / B「公の営造物」も妥当

イ．A「一時的危険状態」は妥当 / B「公の営造物」は不妥当

ウ．A「一時的危険状態」は不妥当 / B「公の営造物」は妥当

エ．A「一時的危険状態」は不妥当 / B「公の営造物」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：営造物責任では、物理的構造だけでなく管理方法による安全性の欠如も問題となる。 Bの根拠：公の営造物には道路・河川など、公の目的に供され公的に管理される施設が含まれる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0076 国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「公の営造物」について、学習メモ「公の営造物には道路・河川など、公の目的に供され公的に管理される施設が含まれる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「第三者への求償」について、学習メモ「被害者救済を先に確保しつつ、最終的な負担を責任ある第三者へ求償できる仕組みがある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「公の営造物」は妥当 / B「第三者への求償」も妥当

イ．A「公の営造物」は妥当 / B「第三者への求償」は不妥当

ウ．A「公の営造物」は不妥当 / B「第三者への求償」は妥当

エ．A「公の営造物」は不妥当 / B「第三者への求償」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：公の営造物には道路・河川など、公の目的に供され公的に管理される施設が含まれる。 Bの根拠：被害者救済を先に確保しつつ、最終的な負担を責任ある第三者へ求償できる仕組みがある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0077

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「第三者への求償」について、学習メモ「被害者救済を先に確保しつつ、最終的な負担を責任ある第三者へ求償できる仕組みがある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「設置管理者と費用負担者」について、学習メモ「営造物の管理主体と費用負担主体が分かれていても、被害者救済が損なわれないよう3条が補完する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「第三者への求償」は妥当 / B「設置管理者と費用負担者」も妥当

イ . A「第三者への求償」は妥当 / B「設置管理者と費用負担者」は不妥当

ウ . A「第三者への求償」は不妥当 / B「設置管理者と費用負担者」は妥当

エ . A「第三者への求償」は不妥当 / B「設置管理者と費用負担者」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：被害者救済を先に確保しつつ、最終的な負担を責任ある第三者へ求償できる仕組みがある。Bの根拠：営造物の管理主体と費用負担主体が分かれていても、被害者救済が損なわれないよう3条が補完する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0078

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「設置管理者と費用負担者」について、学習メモ「営造物の管理主体と費用負担主体が分かれていても、被害者救済が損なわれないよう3条が補完する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「1条と2条の比較」について、学習メモ「1条と2条は国家賠償の二本柱であり、行為責任と営造物責任の要件を区別する必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア . A「設置管理者と費用負担者」は妥当 / B「1条と2条の比較」も妥当

イ . A「設置管理者と費用負担者」は妥当 / B「1条と2条の比較」は不妥当

ウ . A「設置管理者と費用負担者」は不妥当 / B「1条と2条の比較」は妥当

エ . A「設置管理者と費用負担者」は不妥当 / B「1条と2条の比較」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：営造物の管理主体と費用負担主体が分かれていても、被害者救済が損なわれないよう3条が補完する。Bの根拠：1条と2条は国家賠償の二本柱であり、行為責任と営造物責任の要件を区別する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0079

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「1条と2条の比較」について、学習メモ「1条と2条は国家賠償の二本柱であり、行為責任と営造物責任の要件を区別する必要がある。」を誤った整理として退ける。
B：論点「瑕疵と損害の因果関係」について、学習メモ「営造物責任でも、瑕疵が損害発生の原因となっていることが必要である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「1条と2条の比較」は妥当 / B「瑕疵と損害の因果関係」も妥当
イ．A「1条と2条の比較」は妥当 / B「瑕疵と損害の因果関係」は不妥当
ウ．A「1条と2条の比較」は不妥当 / B「瑕疵と損害の因果関係」は妥当
エ．A「1条と2条の比較」は不妥当 / B「瑕疵と損害の因果関係」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：1条と2条は国家賠償の二本柱であり、行為責任と営造物責任の要件を区別する必要がある。Bの根拠：営造物責任でも、瑕疵が損害発生の原因となっていることが必要である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0080

国家賠償・損失補償 > 国家賠償法2条・営造物責任 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「瑕疵と損害の因果関係」について、学習メモ「営造物責任でも、瑕疵が損害発生の原因となっていることが必要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「営造物責任の要件」について、学習メモ「国家賠償法2条は、公の営造物の安全性欠如による損害を対象とする。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「瑕疵と損害の因果関係」は妥当 / B「営造物責任の要件」も妥当
イ．A「瑕疵と損害の因果関係」は妥当 / B「営造物責任の要件」は不妥当
ウ．A「瑕疵と損害の因果関係」は不妥当 / B「営造物責任の要件」は妥当
エ．A「瑕疵と損害の因果関係」は不妥当 / B「営造物責任の要件」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：営造物責任でも、瑕疵が損害発生の原因となっていることが必要である。Bの根拠：国家賠償法2条は、公の営造物の安全性欠如による損害を対象とする。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0081

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「憲法29条3項」について、学習メモ「損失補償の基本は、公共のために私有財産へ特別な負担を課す場合に正当な補償を行うことである。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「適法行為と違法行為」について、学習メモ「違法な行政作用への「賠償」と、適法な行政作用による特別負担への「補償」を区別する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「憲法29条3項」は妥当 / B「適法行為と違法行為」も妥当

イ．A「憲法29条3項」は妥当 / B「適法行為と違法行為」は不妥当

ウ．A「憲法29条3項」は不妥当 / B「適法行為と違法行為」は妥当

エ．A「憲法29条3項」は不妥当 / B「適法行為と違法行為」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：損失補償の基本は、公共のために私有財産へ特別な負担を課す場合に正当な補償を行うことである。 Bの根拠：違法な行政作用への「賠償」と、適法な行政作用による特別負担への「補償」を区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0082

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「適法行為と違法行為」について、学習メモ「違法な行政作用への「賠償」と、適法な行政作用による特別負担への「補償」を区別する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「特別の犠牲」について、学習メモ「損失補償は、公共利益のための負担を特定の者だけに集中させないという公平の要請に基づく。」を誤った整理として退ける。

ア．A「適法行為と違法行為」は妥当 / B「特別の犠牲」も妥当

イ．A「適法行為と違法行為」は妥当 / B「特別の犠牲」は不妥当

ウ．A「適法行為と違法行為」は不妥当 / B「特別の犠牲」は妥当

エ．A「適法行為と違法行為」は不妥当 / B「特別の犠牲」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：違法な行政作用への「賠償」と、適法な行政作用による特別負担への「補償」を区別する。 Bの根拠：損失補償は、公共利益のための負担を特定の者だけに集中させないという公平の要請に基づく。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0083

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「特別の犠牲」について、学習メモ「損失補償は、公共利益のための負担を特定の者だけに集中させないという公平の要請に基づく。」を誤った整理として退ける。

B：論点「公共のため・正当な補償」について、学習メモ「公共事業のための土地収用は損失補償の典型であり、公共目的と正当な補償が基本となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「特別の犠牲」は妥当 / B「公共のため・正当な補償」も妥当

イ．A「特別の犠牲」は妥当 / B「公共のため・正当な補償」は不妥当

ウ．A「特別の犠牲」は不妥当 / B「公共のため・正当な補償」は妥当

エ．A「特別の犠牲」は不妥当 / B「公共のため・正当な補償」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：損失補償は、公共利益のための負担を特定の者だけに集中させないという公平の要請に基づく。Bの根拠：公共事業のための土地収用は損失補償の典型であり、公共目的と正当な補償が基本となる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0084

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「公共のため・正当な補償」について、学習メモ「公共事業のための土地収用は損失補償の典型であり、公共目的と正当な補償が基本となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「起業者の補償義務」について、学習メモ「土地収用法では、公共事業を実施する起業者が収用・使用に伴う損失を補償する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「公共のため・正当な補償」は妥当 / B「起業者の補償義務」も妥当

イ．A「公共のため・正当な補償」は妥当 / B「起業者の補償義務」は不妥当

ウ．A「公共のため・正当な補償」は不妥当 / B「起業者の補償義務」は妥当

エ．A「公共のため・正当な補償」は不妥当 / B「起業者の補償義務」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：公共事業のための土地収用は損失補償の典型であり、公共目的と正当な補償が基本となる。Bの根拠：土地収用法では、公共事業を実施する起業者が収用・使用に伴う損失を補償する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0085

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「起業者の補償義務」について、学習メモ「土地収用法では、公共事業を実施する起業者が収用・使用に伴う損失を補償する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「個別払の原則」について、学習メモ「個別払の原則は、各権利者が被った損失に対応して補償するための原則である。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「起業者の補償義務」は妥当 / B「個別払の原則」も妥当
イ．A「起業者の補償義務」は妥当 / B「個別払の原則」は不妥当
ウ．A「起業者の補償義務」は不妥当 / B「個別払の原則」は妥当
エ．A「起業者の補償義務」は不妥当 / B「個別払の原則」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：土地収用法では、公共事業を実施する起業者が収用・使用に伴う損失を補償する。Bの根拠：個別払の原則は、各権利者が被った損失に対応して補償するための原則である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0086

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「個別払の原則」について、学習メモ「個別払の原則は、各権利者が被った損失に対応して補償するための原則である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「金銭補償原則」について、学習メモ「土地収用法では金銭補償を基本としつつ、替地等の代替的補償も法定手続の下で認める。」を誤った整理として退ける。
ア．A「個別払の原則」は妥当 / B「金銭補償原則」も妥当
イ．A「個別払の原則」は妥当 / B「金銭補償原則」は不妥当
ウ．A「個別払の原則」は不妥当 / B「金銭補償原則」は妥当
エ．A「個別払の原則」は不妥当 / B「金銭補償原則」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：個別払の原則は、各権利者が被った損失に対応して補償するための原則である。Bの根拠：土地収用法では金銭補償を基本としつつ、替地等の代替的補償も法定手続の下で認める。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0087

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「金銭補償原則」について、学習メモ「土地収用法では金銭補償を基本としつつ、替地等の代替補償も法定手続の下で認める。」を誤った整理として退ける。

B：論点「土地補償額」について、学習メモ「土地収用の補償額は市場価値を基礎にしつつ、告示時から裁決時までの物価変動も調整する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「金銭補償原則」は妥当 / B「土地補償額」も妥当

イ . A「金銭補償原則」は妥当 / B「土地補償額」は不妥当

ウ . A「金銭補償原則」は不妥当 / B「土地補償額」は妥当

エ . A「金銭補償原則」は不妥当 / B「土地補償額」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：土地収用法では金銭補償を基本としつつ、替地等の代替的補償も法定手続の下で認める。 Bの根拠：土地収用の補償額は市場価値を基礎にしつつ、告示時から裁決時までの物価変動も調整する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0088

国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「土地補償額」について、学習メモ「土地収用の補償額は市場価値を基礎にしつつ、告示時から裁決時までの物価変動も調整する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「残地補償」について、学習メモ「部分収用により残地の利用価値等が低下することがあるため、残地損失も補償される。」を誤った整理として退ける。

ア . A「土地補償額」は妥当 / B「残地補償」も妥当

イ . A「土地補償額」は妥当 / B「残地補償」は不妥当

ウ . A「土地補償額」は不妥当 / B「残地補償」は妥当

エ . A「土地補償額」は不妥当 / B「残地補償」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：土地収用の補償額は市場価値を基礎にしつつ、告示時から裁決時までの物価変動も調整する。 Bの根拠：部分収用により残地の利用価値等が低下することがあるため、残地損失も補償される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0089 国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「残地補償」について、学習メモ「部分収用により残地の利用価値等が低下することがあるため、残地損失も補償される。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「通常受ける損失」について、学習メモ「損失補償は土地の価格だけでなく、適法な収用・使用から通常生じる付随的損失にも及ぶ。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「残地補償」は妥当 / B「通常受ける損失」も妥当
イ．A「残地補償」は妥当 / B「通常受ける損失」は不妥当
ウ．A「残地補償」は不妥当 / B「通常受ける損失」は妥当
エ．A「残地補償」は不妥当 / B「通常受ける損失」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：部分収用により残地の利用価値等が低下することがあるため、残地損失も補償される。 Bの根拠：損失補償は土地の価格だけでなく、適法な収用・使用から通常生じる付随的損失にも及ぶ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0090 国家賠償・損失補償 > 損失補償 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「通常受ける損失」について、学習メモ「損失補償は土地の価格だけでなく、適法な収用・使用から通常生じる付随的損失にも及ぶ。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「憲法29条3項」について、学習メモ「損失補償の基本は、公共のために私有財産へ特別な負担を課す場合に正当な補償を行うことである。」を誤った整理として退ける。

ア．A「通常受ける損失」は妥当 / B「憲法29条3項」も妥当
イ．A「通常受ける損失」は妥当 / B「憲法29条3項」は不妥当
ウ．A「通常受ける損失」は不妥当 / B「憲法29条3項」は妥当
エ．A「通常受ける損失」は不妥当 / B「憲法29条3項」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：損失補償は土地の価格だけでなく、適法な収用・使用から通常生じる付随的損失にも及ぶ。 Bの根拠：損失補償の基本は、公共のために私有財産へ特別な負担を課す場合に正当な補償を行うことである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0091 地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「地方公共団体の種類」について、学習メモ「地方自治法1条の3は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に分け、普通地方公共団体を都道府県及び市町村としている。」を誤った整理として退ける。
B：論点「自治事務」について、学習メモ「自治事務は「地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの」という除外方式で定義される。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「地方公共団体の種類」は妥当 / B「自治事務」も妥当
イ．A「地方公共団体の種類」は妥当 / B「自治事務」は不妥当
ウ．A「地方公共団体の種類」は不妥当 / B「自治事務」は妥当
エ．A「地方公共団体の種類」は不妥当 / B「自治事務」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：地方自治法1条の3は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に分け、普通地方公共団体を都道府県及び市町村としている。
Bの根拠：自治事務は「地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの」という除外方式で定義される。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0092 地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「自治事務」について、学習メモ「自治事務は「地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの」という除外方式で定義される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「第一号法定受託事務」について、学習メモ「第一号法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、法律又は政令により特に定められる。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「自治事務」は妥当 / B「第一号法定受託事務」も妥当
イ．A「自治事務」は妥当 / B「第一号法定受託事務」は不妥当
ウ．A「自治事務」は不妥当 / B「第一号法定受託事務」は妥当
エ．A「自治事務」は不妥当 / B「第一号法定受託事務」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：自治事務は「地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの」という除外方式で定義される。Bの根拠：第一号法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、法律又は政令により特に定められる。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0093

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「第一号法定受託事務」について、学習メモ「第一号法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、法律又は政令により特に定められる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「第二号法定受託事務」について、学習メモ「第二号法定受託事務は、都道府県が本来果たすべき役割に係る事務を市町村・特別区が処理する場合について法律又は政令が特に指定するものをいう。」を妥当な整理として扱う。

- A．A「第一号法定受託事務」は妥当 / B「第二号法定受託事務」も妥当
イ．A「第一号法定受託事務」は妥当 / B「第二号法定受託事務」は不妥当
ウ．A「第一号法定受託事務」は不妥当 / B「第二号法定受託事務」は妥当
エ．A「第一号法定受託事務」は不妥当 / B「第二号法定受託事務」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：第一号法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係る事務であり、法律又は政令により特に定められる。 Bの根拠：第二号法定受託事務は、都道府県が本来果たすべき役割に係る事務を市町村・特別区が処理する場合について法律又は政令が特に指定するものをいう。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0094

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「第二号法定受託事務」について、学習メモ「第二号法定受託事務は、都道府県が本来果たすべき役割に係る事務を市町村・特別区が処理する場合について法律又は政令が特に指定するものをいう。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「法定受託事務の指定」について、学習メモ「自治事務と法定受託事務の区別は、地方公共団体の内部意思ではなく地方自治法と関係法令の仕組みによって決まる。」を誤った整理として退ける。

- A．A「第二号法定受託事務」は妥当 / B「法定受託事務の指定」も妥当
イ．A「第二号法定受託事務」は妥当 / B「法定受託事務の指定」は不妥当
ウ．A「第二号法定受託事務」は不妥当 / B「法定受託事務の指定」は妥当
エ．A「第二号法定受託事務」は不妥当 / B「法定受託事務の指定」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：第二号法定受託事務は、都道府県が本来果たすべき役割に係る事務を市町村・特別区が処理する場合について法律又は政令が特に指定するものをいう。 Bの根拠：自治事務と法定受託事務の区別は、地方公共団体の内部意思ではなく地方自治法と関係法令の仕組みによって決まる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0095

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「法定受託事務の指定」について、学習メモ「自治事務と法定受託事務の区別は、地方公共団体の内部意思ではなく地方自治法と関係法令の仕組みによって決まる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「住民」について、学習メモ「地方自治法10条は住所を基準に市町村と包括都道府県の住民関係を定めている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「法定受託事務の指定」は妥当 / B「住民」も妥当

イ．A「法定受託事務の指定」は妥当 / B「住民」は不妥当

ウ．A「法定受託事務の指定」は不妥当 / B「住民」は妥当

エ．A「法定受託事務の指定」は不妥当 / B「住民」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：自治事務と法定受託事務の区別は、地方公共団体の内部意思ではなく地方自治法と関係法令の仕組みによって決まる。Bの根拠：地方自治法10条は住所を基準に市町村と包括都道府県の住民関係を定めている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0096

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「住民」について、学習メモ「地方自治法10条は住所を基準に市町村と包括都道府県の住民関係を定めている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「国と地方の役割分担」について、学習メモ「地方自治法は国と地方の適切な役割分担を明示し、住民に身近な行政をできる限り地方公共団体に委ねる方向を採る。」を誤った整理として退ける。

ア．A「住民」は妥当 / B「国と地方の役割分担」も妥当

イ．A「住民」は妥当 / B「国と地方の役割分担」は不妥当

ウ．A「住民」は不妥当 / B「国と地方の役割分担」は妥当

エ．A「住民」は不妥当 / B「国と地方の役割分担」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：地方自治法10条は住所を基準に市町村と包括都道府県の住民関係を定めている。Bの根拠：地方自治法は国と地方の適切な役割分担を明示し、住民に身近な行政をできる限り地方公共団体に委ねる方向を採る。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0097

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「国と地方の役割分担」について、学習メモ「地方自治法は国と地方の適切な役割分担を明示し、住民に身近な行政をできる限り地方公共団体に委ねる方向を採る。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「自治事務と法令」について、学習メモ「自治事務という分類は地方公共団体の裁量・自主性と関係するが、法令遵守義務まで失わせるものではない。」を妥当な整理として扱う。

A . A「国と地方の役割分担」は妥当 / B「自治事務と法令」も妥当
イ . A「国と地方の役割分担」は妥当 / B「自治事務と法令」は不妥当
ウ . A「国と地方の役割分担」は不妥当 / B「自治事務と法令」は妥当
エ . A「国と地方の役割分担」は不妥当 / B「自治事務と法令」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：地方自治法は国と地方の適切な役割分担を明示し、住民に身近な行政をできる限り地方公共団体に委ねる方向を採る。Bの根拠：自治事務という分類は地方公共団体の裁量・自主性と関係するが、法令遵守義務まで失わせるものではない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0098

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「自治事務と法令」について、学習メモ「自治事務という分類は地方公共団体の裁量・自主性と関係するが、法令遵守義務まで失わせるものではない。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「事例分類」について、学習メモ「事務の実質だけでなく、法令が法定受託事務として特に定めているかを確認して分類する。」を誤った整理として退ける。

A . A「自治事務と法令」は妥当 / B「事例分類」も妥当
イ . A「自治事務と法令」は妥当 / B「事例分類」は不妥当
ウ . A「自治事務と法令」は不妥当 / B「事例分類」は妥当
エ . A「自治事務と法令」は不妥当 / B「事例分類」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：自治事務という分類は地方公共団体の裁量・自主性と関係するが、法令遵守義務まで失わせるものではない。Bの根拠：事務の実質だけでなく、法令が法定受託事務として特に定めているかを確認して分類する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0099

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「事例分類」について、学習メモ「事務の実質だけでなく、法令が法定受託事務として特に定めているかを確認して分類する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「総合整理」について、学習メモ「行政書士試験では、自治事務と法定受託事務の定義、第一号・第二号の違い、法令による指定を一体で整理することが重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「事例分類」は妥当 / B「総合整理」も妥当

イ . A「事例分類」は妥当 / B「総合整理」は不妥当

ウ . A「事例分類」は不妥当 / B「総合整理」は妥当

エ . A「事例分類」は不妥当 / B「総合整理」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：事務の実質だけでなく、法令が法定受託事務として特に定めているかを確認して分類する。Bの根拠：行政書士試験では、自治事務と法定受託事務の定義、第一号・第二号の違い、法令による指定を一体で整理することが重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0100

地方自治法 > 地方公共団体・自治事務・法定受託事務 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「総合整理」について、学習メモ「行政書士試験では、自治事務と法定受託事務の定義、第一号・第二号の違い、法令による指定を一体で整理することが重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「地方公共団体の種類」について、学習メモ「地方自治法1条の3は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に分け、普通地方公共団体を都道府県及び市町村としている。」を誤った整理として退ける。

ア . A「総合整理」は妥当 / B「地方公共団体の種類」も妥当

イ . A「総合整理」は妥当 / B「地方公共団体の種類」は不妥当

ウ . A「総合整理」は不妥当 / B「地方公共団体の種類」は妥当

エ . A「総合整理」は不妥当 / B「地方公共団体の種類」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：行政書士試験では、自治事務と法定受託事務の定義、第一号・第二号の違い、法令による指定を一体で整理することが重要である。Bの根拠：地方自治法1条の3は、地方公共団体を普通地方公共団体と特別地方公共団体に分け、普通地方公共団体を都道府県及び市町村としている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0101 地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「二代表制」について、学習メモ「地方自治制度では長と議会の双方が住民の直接選挙によって選ばれ、それぞれ独立した民主的基盤を持つ。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「議会の議決事件」について、学習メモ「地方議会は条例、予算、決算、一定の契約や財産処分など地方自治法96条所定の重要事項を議決する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「二代表制」は妥当 / B「議会の議決事件」も妥当

イ．A「二代表制」は妥当 / B「議会の議決事件」は不妥当

ウ．A「二代表制」は不妥当 / B「議会の議決事件」は妥当

エ．A「二代表制」は不妥当 / B「議会の議決事件」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：地方自治制度では長と議会の双方が住民の直接選挙によって選ばれ、それぞれ独立した民主的基盤を持つ。 Bの根拠：地方議会は条例、予算、決算、一定の契約や財産処分など地方自治法96条所定の重要事項を議決する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0102 地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「議会の議決事件」について、学習メモ「地方議会は条例、予算、決算、一定の契約や財産処分など地方自治法96条所定の重要事項を議決する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「予算」について、学習メモ「地方自治法は予算の調製・執行を長に、予算の議決を議会に配分している。」を誤った整理として退ける。

ア．A「議会の議決事件」は妥当 / B「予算」も妥当

イ．A「議会の議決事件」は妥当 / B「予算」は不妥当

ウ．A「議会の議決事件」は不妥当 / B「予算」は妥当

エ．A「議会の議決事件」は不妥当 / B「予算」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：地方議会は条例、予算、決算、一定の契約や財産処分など地方自治法96条所定の重要事項を議決する。 Bの根拠：地方自治法は予算の調製・執行を長に、予算の議決を議会に配分している。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0103

地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「予算」について、学習メモ「地方自治法は予算の調製・執行を長に、予算の議決を議会に配分している。」を誤った整理として退ける。

B：論点「長の権限」について、学習メモ「長は普通地方公共団体の統轄・代表者であり、事務の管理・執行を担う。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「予算」は妥当 / B「長の権限」も妥当

イ . A「予算」は妥当 / B「長の権限」は不妥当

ウ . A「予算」は不妥当 / B「長の権限」は妥当

エ . A「予算」は不妥当 / B「長の権限」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：地方自治法は予算の調製・執行を長に、予算の議決を議会に配分している。Bの根拠：長は普通地方公共団体の統轄・代表者であり、事務の管理・執行を担う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0104

地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「長の権限」について、学習メモ「長は普通地方公共団体の統轄・代表者であり、事務の管理・執行を担う。」を誤った整理として退ける。

B：論点「規則制定権」について、学習メモ「条例は議会の議決を経る自治立法、規則は長がその権限に属する事務について制定する自治立法という区別を押さえる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「長の権限」は妥当 / B「規則制定権」も妥当

イ . A「長の権限」は妥当 / B「規則制定権」は不妥当

ウ . A「長の権限」は不妥当 / B「規則制定権」は妥当

エ . A「長の権限」は不妥当 / B「規則制定権」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：長は普通地方公共団体の統轄・代表者であり、事務の管理・執行を担う。Bの根拠：条例は議会の議決を経る自治立法、規則は長がその権限に属する事務について制定する自治立法という区別を押さえる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0105

地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「規則制定権」について、学習メモ「条例は議会の議決を経る自治立法、規則は長がその権限に属する事務について制定する自治立法という区別を押さえる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「条例事項」について、学習メモ「住民に対する一般的な義務賦課・権利制限は、民主的統制を確保するため原則として条例による。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「規則制定権」は妥当 / B「条例事項」も妥当
イ . A「規則制定権」は妥当 / B「条例事項」は不妥当
ウ . A「規則制定権」は不妥当 / B「条例事項」は妥当
エ . A「規則制定権」は不妥当 / B「条例事項」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：条例は議会の議決を経る自治立法、規則は長がその権限に属する事務について制定する自治立法という区別を押さえる。 Bの根拠：住民に対する一般的な義務賦課・権利制限は、民主的統制を確保するため原則として条例による。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0106

地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「条例事項」について、学習メモ「住民に対する一般的な義務賦課・権利制限は、民主的統制を確保するため原則として条例による。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「規則と過料」について、学習メモ「条例と規則では設け得る制裁の範囲が異なる。規則では原則として5万円以下の過料までである。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「条例事項」は妥当 / B「規則と過料」も妥当
イ . A「条例事項」は妥当 / B「規則と過料」は不妥当
ウ . A「条例事項」は不妥当 / B「規則と過料」は妥当
エ . A「条例事項」は不妥当 / B「規則と過料」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：住民に対する一般的な義務賦課・権利制限は、民主的統制を確保するため原則として条例による。 Bの根拠：条例と規則では設け得る制裁の範囲が異なる。規則では原則として5万円以下の過料までである。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0107

地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「規則と過料」について、学習メモ「条例と規則では設け得る制裁の範囲が異なる。規則では原則として5万円以下の過料までである。」を誤った整理として退ける。

B：論点「条例の公布」について、学習メモ「条例は議決後の送付・公布を経て効力を生ずる。特別の定めがなければ公布日から10日経過後に施行される。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「規則と過料」は妥当 / B「条例の公布」も妥当

イ . A「規則と過料」は妥当 / B「条例の公布」は不妥当

ウ . A「規則と過料」は不妥当 / B「条例の公布」は妥当

エ . A「規則と過料」は不妥当 / B「条例の公布」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：条例と規則では設け得る制裁の範囲が異なる。規則では原則として5万円以下の過料までである。Bの根拠：条例は議決後の送付・公布を経て効力を生ずる。特別の定めがなければ公布日から10日経過後に施行される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0108

地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「条例の公布」について、学習メモ「条例は議決後の送付・公布を経て効力を生ずる。特別の定めがなければ公布日から10日経過後に施行される。」を誤った整理として退ける。

B：論点「再議」について、学習メモ「再議は二元代表制における長と議会の牽制手段の一つであり、条例・予算議決については送付後10日以内が原則である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「条例の公布」は妥当 / B「再議」も妥当

イ . A「条例の公布」は妥当 / B「再議」は不妥当

ウ . A「条例の公布」は不妥当 / B「再議」は妥当

エ . A「条例の公布」は不妥当 / B「再議」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：条例は議決後の送付・公布を経て効力を生ずる。特別の定めがなければ公布日から10日経過後に施行される。Bの根拠：再議は二元代表制における長と議会の牽制手段の一つであり、条例・予算議決については送付後10日以内が原則である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0109 地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「再議」について、学習メモ「再議は二元代表制における長と議会の牽制手段の一つであり、条例・予算議決については送付後10日以内が原則である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「議決事件の追加」について、学習メモ「議会の議決事件は法律上の列挙だけでなく、条例による追加も認められている。」を妥当な整理として扱う。
ア．A「再議」は妥当 / B「議決事件の追加」も妥当
イ．A「再議」は妥当 / B「議決事件の追加」は不妥当
ウ．A「再議」は不妥当 / B「議決事件の追加」は妥当
エ．A「再議」は不妥当 / B「議決事件の追加」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：再議は二元代表制における長と議会の牽制手段の一つであり、条例・予算議決については送付後10日以内が原則である。Bの根拠：議会の議決事件は法律上の列挙だけでなく、条例による追加も認められている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0110 地方自治法 > 議会・長・条例・規則 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「議決事件の追加」について、学習メモ「議会の議決事件は法律上の列挙だけでなく、条例による追加も認められている。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「二元代表制」について、学習メモ「地方自治制度では長と議会の双方が住民の直接選挙によって選ばれ、それぞれ独立した民主的基盤を持つ。」を誤った整理として退ける。
ア．A「議決事件の追加」は妥当 / B「二元代表制」も妥当
イ．A「議決事件の追加」は妥当 / B「二元代表制」は不妥当
ウ．A「議決事件の追加」は不妥当 / B「二元代表制」は妥当
エ．A「議決事件の追加」は不妥当 / B「二元代表制」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：議会の議決事件は法律上の列挙だけでなく、条例による追加も認められている。 Bの根拠：地方自治制度では長と議会の双方が住民の直接選挙によって選ばれ、それぞれ独立した民主的基盤を持つ。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0111

地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「請求人」について、学習メモ「住民監査請求は、地方財務行政の適正を住民の立場から確保する制度であり、当該普通地方公共団体の住民が請求主体となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「対象行為」について、学習メモ「住民監査請求は一般的な行政監督制度ではなく、地方公共団体の財務会計上の違法・不当を対象とする。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「請求人」は妥当 / B「対象行為」も妥当

イ . A「請求人」は妥当 / B「対象行為」は不妥当

ウ . A「請求人」は不妥当 / B「対象行為」は妥当

エ . A「請求人」は不妥当 / B「対象行為」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：住民監査請求は、地方財務行政の適正を住民の立場から確保する制度であり、当該普通地方公共団体の住民が請求主体となる。Bの根拠：住民監査請求は一般的な行政監督制度ではなく、地方公共団体の財務会計上の違法・不当を対象とする。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0112

地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「対象行為」について、学習メモ「住民監査請求は一般的な行政監督制度ではなく、地方公共団体の財務会計上の違法・不当を対象とする。」を誤った整理として退ける。

B：論点「怠る事実」について、学習メモ「住民監査請求では、積極的な財務会計行為だけでなく、公金の賦課徴収や財産管理を違法・不当に怠る事実も対象となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「対象行為」は妥当 / B「怠る事実」も妥当

イ . A「対象行為」は妥当 / B「怠る事実」は不妥当

ウ . A「対象行為」は不妥当 / B「怠る事実」は妥当

エ . A「対象行為」は不妥当 / B「怠る事実」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：住民監査請求は一般的な行政監督制度ではなく、地方公共団体の財務会計上の違法・不当を対象とする。Bの根拠：住民監査請求では、積極的な財務会計行為だけでなく、公金の賦課徴収や財産管理を違法・不当に怠る事実も対象となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0113 地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「怠る事実」について、学習メモ「住民監査請求では、積極的な財務会計行為だけでなく、公金の賦課徴収や財産管理を違法・不当に怠る事実も対象となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「将来行為」について、学習メモ「住民監査請求には予防的機能もあり、財務会計行為の実行が相当の確実さをもって予測される場合も対象となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「怠る事実」は妥当 / B「将来行為」も妥当
イ．A「怠る事実」は妥当 / B「将来行為」は不妥当
ウ．A「怠る事実」は不妥当 / B「将来行為」は妥当
エ．A「怠る事実」は不妥当 / B「将来行為」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：住民監査請求では、積極的な財務会計行為だけでなく、公金の賦課徴収や財産管理を違法・不当に怠る事実も対象となる。Bの根拠：住民監査請求には予防的機能もあり、財務会計行為の実行が相当の確実さをもって予測される場合も対象となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0114 地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「将来行為」について、学習メモ「住民監査請求には予防的機能もあり、財務会計行為の実行が相当の確実さをもって予測される場合も対象となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「監査請求期間」について、学習メモ「行為型の住民監査請求は原則1年以内であり、正当な理由がある場合に例外が認められる。」を誤った整理として退ける。

ア．A「将来行為」は妥当 / B「監査請求期間」も妥当
イ．A「将来行為」は妥当 / B「監査請求期間」は不妥当
ウ．A「将来行為」は不妥当 / B「監査請求期間」は妥当
エ．A「将来行為」は不妥当 / B「監査請求期間」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：住民監査請求には予防的機能もあり、財務会計行為の実行が相当の確実さをもって予測される場合も対象となる。Bの根拠：行為型の住民監査請求は原則1年以内であり、正当な理由がある場合に例外が認められる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0115

地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「監査請求期間」について、学習メモ「行為型の住民監査請求は原則1年以内であり、正当な理由がある場合に例外が認められる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「証拠書面」について、学習メモ「住民監査請求は監査委員に対し、対象行為・怠る事実を特定し、それを証する書面を添えて行う。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「監査請求期間」は妥当 / B「証拠書面」も妥当

イ．A「監査請求期間」は妥当 / B「証拠書面」は不妥当

ウ．A「監査請求期間」は不妥当 / B「証拠書面」は妥当

エ．A「監査請求期間」は不妥当 / B「証拠書面」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行為型の住民監査請求は原則1年以内であり、正当な理由がある場合に例外が認められる。Bの根拠：住民監査請求は監査委員に対し、対象行為・怠る事実を特定し、それを証する書面を添えて行う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0116

地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「証拠書面」について、学習メモ「住民監査請求は監査委員に対し、対象行為・怠る事実を特定し、それを証する書面を添えて行う。」を誤った整理として退ける。

B：論点「監査期間」について、学習メモ「住民監査請求は簡易迅速な住民統制手段であり、監査委員は原則60日以内に監査・勧告を行う。」を誤った整理として退ける。

ア．A「証拠書面」は妥当 / B「監査期間」も妥当

イ．A「証拠書面」は妥当 / B「監査期間」は不妥当

ウ．A「証拠書面」は不妥当 / B「監査期間」は妥当

エ．A「証拠書面」は不妥当 / B「監査期間」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：住民監査請求は監査委員に対し、対象行為・怠る事実を特定し、それを証する書面を添えて行う。Bの根拠：住民監査請求は簡易迅速な住民統制手段であり、監査委員は原則60日以内に監査・勧告を行う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0117

地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「監査期間」について、学習メモ「住民監査請求は簡易迅速な住民統制手段であり、監査委員は原則60日以内に監査・勧告を行う。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「監査請求前置」について、学習メモ「住民訴訟は、住民監査請求による行政内部の是正機会を先行させる制度設計となっている。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「監査期間」は妥当 / B「監査請求前置」も妥当

イ . A「監査期間」は妥当 / B「監査請求前置」は不妥当

ウ . A「監査期間」は不妥当 / B「監査請求前置」は妥当

エ . A「監査期間」は不妥当 / B「監査請求前置」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：住民監査請求は簡易迅速な住民統制手段であり、監査委員は原則60日以内に監査・勧告を行う。Bの根拠：住民訴訟は、住民監査請求による行政内部の是正機会を先行させる制度設計となっている。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0118

地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「監査請求前置」について、学習メモ「住民訴訟は、住民監査請求による行政内部の是正機会を先行させる制度設計となっている。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「住民訴訟の類型」について、学習メモ「住民訴訟は民衆訴訟として法律が特に認めた制度であり、請求類型は地方自治法242条の2に限定列挙される。」を誤った整理として退ける。

ア . A「監査請求前置」は妥当 / B「住民訴訟の類型」も妥当

イ . A「監査請求前置」は妥当 / B「住民訴訟の類型」は不妥当

ウ . A「監査請求前置」は不妥当 / B「住民訴訟の類型」は妥当

エ . A「監査請求前置」は不妥当 / B「住民訴訟の類型」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：住民訴訟は、住民監査請求による行政内部の是正機会を先行させる制度設計となっている。Bの根拠：住民訴訟は民衆訴訟として法律が特に認めた制度であり、請求類型は地方自治法242条の2に限定列挙される。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0119 地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。
A：論点「住民訴訟の類型」について、学習メモ「住民訴訟は民衆訴訟として法律が特に認めた制度であり、請求類型は地方自治法242条の2に限定列挙される。」を誤った整理として退ける。
B：論点「住民訴訟の出訴期間」について、学習メモ「住民訴訟は住民監査請求前置に加え、監査結果通知等から原則30日以内という厳格な出訴期間にも注意が必要である。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「住民訴訟の類型」は妥当 / B「住民訴訟の出訴期間」も妥当
- イ . A「住民訴訟の類型」は妥当 / B「住民訴訟の出訴期間」は不妥当
- ウ . A「住民訴訟の類型」は不妥当 / B「住民訴訟の出訴期間」は妥当
- エ . A「住民訴訟の類型」は不妥当 / B「住民訴訟の出訴期間」も不妥当

答え・解説 正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：住民訴訟は民衆訴訟として法律が特に認めた制度であり、請求類型は地方自治法242条の2に限定列挙される。Bの根拠：住民訴訟は住民監査請求前置に加え、監査結果通知等から原則30日以内という厳格な出訴期間にも注意が必要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0120 地方自治法 > 住民監査請求・住民訴訟 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「住民訴訟の出訴期間」について、学習メモ「住民訴訟は住民監査請求前置に加え、監査結果通知等から原則30日以内という厳格な出訴期間にも注意が必要である。」を誤った整理として退ける。
B：論点「請求人」について、学習メモ「住民監査請求は、地方財務行政の適正を住民の立場から確保する制度であり、当該普通地方公共団体の住民が請求主体となる。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「住民訴訟の出訴期間」は妥当 / B「請求人」も妥当
- イ . A「住民訴訟の出訴期間」は妥当 / B「請求人」は不妥当
- ウ . A「住民訴訟の出訴期間」は不妥当 / B「請求人」は妥当
- エ . A「住民訴訟の出訴期間」は不妥当 / B「請求人」も不妥当

答え・解説 正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
総合解説：Aの根拠：住民訴訟は住民監査請求前置に加え、監査結果通知等から原則30日以内という厳格な出訴期間にも注意が必要である。Bの根拠：住民監査請求は、地方財務行政の適正を住民の立場から確保する制度であり、当該普通地方公共団体の住民が請求主体となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0121

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「取消訴訟の出訴期間」について、学習メモ「取消訴訟では主観的起算の6か月と客観的起算の1年という二つの期間制限を整理する必要がある。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「原告適格」について、学習メモ「取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」を基準とし、名宛人以外の第三者についても法令の趣旨・目的や利益の内容・性質等を考慮する。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「取消訴訟の出訴期間」は妥当 / B「原告適格」も妥当

イ．A「取消訴訟の出訴期間」は妥当 / B「原告適格」は不妥当

ウ．A「取消訴訟の出訴期間」は不妥当 / B「原告適格」は妥当

エ．A「取消訴訟の出訴期間」は不妥当 / B「原告適格」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟では主観的起算の6か月と客観的起算の1年という二つの期間制限を整理する必要がある。Bの根拠：取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」を基準とし、名宛人以外の第三者についても法令の趣旨・目的や利益の内容・性質等を考慮する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0122

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：基礎

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「原告適格」について、学習メモ「取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」を基準とし、名宛人以外の第三者についても法令の趣旨・目的や利益の内容・性質等を考慮する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「訴えの利益」について、学習メモ「取消訴訟は処分の形式的な効力の存続だけでなく、取消しによって回復される法律上の利益の存否で訴えの利益を判断する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「原告適格」は妥当 / B「訴えの利益」も妥当

イ．A「原告適格」は妥当 / B「訴えの利益」は不妥当

ウ．A「原告適格」は不妥当 / B「訴えの利益」は妥当

エ．A「原告適格」は不妥当 / B「訴えの利益」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟の原告適格は「法律上の利益」を基準とし、名宛人以外の第三者についても法令の趣旨・目的や利益の内容・性質等を考慮する。Bの根拠：取消訴訟は処分の形式的な効力の存続だけでなく、取消しによって回復される法律上の利益の存否で訴えの利益を判断する。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0123

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「訴えの利益」について、学習メモ「取消訴訟は処分の形式的な効力の存続だけでなく、取消しによって回復される法律上の利益の存否で訴えの利益を判断する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「被告適格」について、学習メモ「取消訴訟の被告は、処分庁そのものではなく、その行政庁が所属する国又は公共団体とするのが原則である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「訴えの利益」は妥当 / B「被告適格」も妥当

イ．A「訴えの利益」は妥当 / B「被告適格」は不妥当

ウ．A「訴えの利益」は不妥当 / B「被告適格」は妥当

エ．A「訴えの利益」は不妥当 / B「被告適格」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟は処分の形式的な効力の存続だけでなく、取消しによって回復される法律上の利益の存否で訴えの利益を判断する。 Bの根拠：取消訴訟の被告は、処分庁そのものではなく、その行政庁が所属する国又は公共団体とするのが原則である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0124

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「被告適格」について、学習メモ「取消訴訟の被告は、処分庁そのものではなく、その行政庁が所属する国又は公共団体とするのが原則である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「執行不停止」について、学習メモ「取消訴訟は執行不停止が原則であり、暫定的救済が必要な場合に執行停止制度を利用する。」を誤った整理として退ける。

ア．A「被告適格」は妥当 / B「執行不停止」も妥当

イ．A「被告適格」は妥当 / B「執行不停止」は不妥当

ウ．A「被告適格」は不妥当 / B「執行不停止」は妥当

エ．A「被告適格」は不妥当 / B「執行不停止」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟の被告は、処分庁そのものではなく、その行政庁が所属する国又は公共団体とするのが原則である。 Bの根拠：取消訴訟は執行不停止が原則であり、暫定的救済が必要な場合に執行停止制度を利用する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0125

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「執行不停止」について、学習メモ「取消訴訟は執行不停止が原則であり、暫定的救済が必要な場合に執行停止制度を利用する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「裁決取消訴訟」について、学習メモ「裁決取消訴訟では裁決固有の違法を争うのが原則であり、原処分の違法は原処分取消訴訟で争う。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「執行不停止」は妥当 / B「裁決取消訴訟」も妥当

イ . A「執行不停止」は妥当 / B「裁決取消訴訟」は不妥当

ウ . A「執行不停止」は不妥当 / B「裁決取消訴訟」は妥当

エ . A「執行不停止」は不妥当 / B「裁決取消訴訟」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟は執行不停止が原則であり、暫定的救済が必要な場合に執行停止制度を利用する。Bの根拠：裁決取消訴訟では裁決固有の違法を争うのが原則であり、原処分の違法は原処分取消訴訟で争う。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0126

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「裁決取消訴訟」について、学習メモ「裁決取消訴訟では裁決固有の違法を争うのが原則であり、原処分の違法は原処分取消訴訟で争う。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「不作為違法確認」について、学習メモ「不作為違法確認は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務違反を確認する訴訟である。」を誤った整理として退ける。

ア . A「裁決取消訴訟」は妥当 / B「不作為違法確認」も妥当

イ . A「裁決取消訴訟」は妥当 / B「不作為違法確認」は不妥当

ウ . A「裁決取消訴訟」は不妥当 / B「不作為違法確認」は妥当

エ . A「裁決取消訴訟」は不妥当 / B「不作為違法確認」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：裁決取消訴訟では裁決固有の違法を争うのが原則であり、原処分の違法は原処分取消訴訟で争う。Bの根拠：不作為違法確認は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務違反を確認する訴訟である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0127

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「不作為違法確認」について、学習メモ「不作為違法確認は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務違反を確認する訴訟である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「無効等確認」について、学習メモ「取消訴訟と無効等確認訴訟では目的・要件・期間規律が異なるため、単純に同じ期間制限を当てはめない。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「不作為違法確認」は妥当 / B「無効等確認」も妥当

イ . A「不作為違法確認」は妥当 / B「無効等確認」は不妥当

ウ . A「不作為違法確認」は不妥当 / B「無効等確認」は妥当

エ . A「不作為違法確認」は不妥当 / B「無効等確認」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：不作為違法確認は、法令に基づく申請に対する行政庁の応答義務違反を確認する訴訟である。Bの根拠：取消訴訟と無効等確認訴訟では目的・要件・期間規律が異なるため、単純に同じ期間制限を当てはめない。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0128

行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「無効等確認」について、学習メモ「取消訴訟と無効等確認訴訟では目的・要件・期間規律が異なるため、単純に同じ期間制限を当てはめない。」を誤った整理として退ける。

B：論点「訴訟要件」について、学習メモ「行政事件訴訟では、処分性、原告適格、訴えの利益、出訴期間などの訴訟要件と、本案上の違法性を区別して検討する。」を誤った整理として退ける。

ア . A「無効等確認」は妥当 / B「訴訟要件」も妥当

イ . A「無効等確認」は妥当 / B「訴訟要件」は不妥当

ウ . A「無効等確認」は不妥当 / B「訴訟要件」は妥当

エ . A「無効等確認」は不妥当 / B「訴訟要件」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟と無効等確認訴訟では目的・要件・期間規律が異なるため、単純に同じ期間制限を当てはめない。Bの根拠：行政事件訴訟では、処分性、原告適格、訴えの利益、出訴期間などの訴訟要件と、本案上の違法性を区別して検討する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0129 行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「訴訟要件」について、学習メモ「行政事件訴訟では、処分性、原告適格、訴えの利益、出訴期間などの訴訟要件と、本案上の違法性を区別して検討する。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「期間比較」について、学習メモ「行政救済では制度ごとに期間が異なるため、取消訴訟、審査請求、住民監査請求、住民訴訟を横断して整理する必要がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「訴訟要件」は妥当 / B「期間比較」も妥当
イ．A「訴訟要件」は妥当 / B「期間比較」は不妥当
ウ．A「訴訟要件」は不妥当 / B「期間比較」は妥当
エ．A「訴訟要件」は不妥当 / B「期間比較」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政事件訴訟では、処分性、原告適格、訴えの利益、出訴期間などの訴訟要件と、本案上の違法性を区別して検討する。 Bの根拠：行政救済では制度ごとに期間が異なるため、取消訴訟、審査請求、住民監査請求、住民訴訟を横断して整理する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0130 行政救済総合 > 訴訟要件・出訴期間 | 難易度：応用

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「期間比較」について、学習メモ「行政救済では制度ごとに期間が異なるため、取消訴訟、審査請求、住民監査請求、住民訴訟を横断して整理する必要がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「取消訴訟の出訴期間」について、学習メモ「取消訴訟では主観的起算の6か月と客観的起算の1年という二つの期間制限を整理する必要がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「期間比較」は妥当 / B「取消訴訟の出訴期間」も妥当
イ．A「期間比較」は妥当 / B「取消訴訟の出訴期間」は不妥当
ウ．A「期間比較」は不妥当 / B「取消訴訟の出訴期間」は妥当
エ．A「期間比較」は不妥当 / B「取消訴訟の出訴期間」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政救済では制度ごとに期間が異なるため、取消訴訟、審査請求、住民監査請求、住民訴訟を横断して整理する必要がある。 Bの根拠：取消訴訟では主観的起算の6か月と客観的起算の1年という二つの期間制限を整理する必要がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0131

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「自由選択主義」について、学習メモ「行政事件訴訟法は、特別な法律上の前置規定がない限り、行政不服申立てと取消訴訟の自由選択を原則とする。」を誤った整理として退ける。

B：論点「審査請求前置」について、学習メモ「審査請求前置が法律で定められている場合でも、長期不裁決・緊急性・正当理由の例外がある。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「自由選択主義」は妥当 / B「審査請求前置」も妥当

イ．A「自由選択主義」は妥当 / B「審査請求前置」は不妥当

ウ．A「自由選択主義」は不妥当 / B「審査請求前置」は妥当

エ．A「自由選択主義」は不妥当 / B「審査請求前置」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：行政事件訴訟法は、特別な法律上の前置規定がない限り、行政不服申立てと取消訴訟の自由選択を原則とする。 Bの根拠：審査請求前置が法律で定められている場合でも、長期不裁決・緊急性・正当理由の例外がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0132

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：基礎

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「審査請求前置」について、学習メモ「審査請求前置が法律で定められている場合でも、長期不裁決・緊急性・正当理由の例外がある。」を誤った整理として退ける。

B：論点「三か月経過」について、学習メモ「前置制度が行政内部救済を先行させる場合でも、裁決が長期間出ないことによる司法救済の遅延を防ぐため3か月例外がある。」を誤った整理として退ける。

ア．A「審査請求前置」は妥当 / B「三か月経過」も妥当

イ．A「審査請求前置」は妥当 / B「三か月経過」は不妥当

ウ．A「審査請求前置」は不妥当 / B「三か月経過」は妥当

エ．A「審査請求前置」は不妥当 / B「三か月経過」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：審査請求前置が法律で定められている場合でも、長期不裁決・緊急性・正当理由の例外がある。 Bの根拠：前置制度が行政内部救済を先行させる場合でも、裁決が長期間出ないことによる司法救済の遅延を防ぐため3か月例外がある。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0133

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「三か月経過」について、学習メモ「前置制度が行政内部救済を先行させる場合でも、裁決が長期間出ないことによる司法救済の遅延を防ぐため3か月例外がある。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「緊急例外」について、学習メモ「前置規定があっても、著しい損害を避けるための緊急性があるときは司法救済を優先できる。」を妥当な整理として扱う。

- A . A「三か月経過」は妥当 / B「緊急例外」も妥当
イ . A「三か月経過」は妥当 / B「緊急例外」は不妥当
ウ . A「三か月経過」は不妥当 / B「緊急例外」は妥当
エ . A「三か月経過」は不妥当 / B「緊急例外」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：前置制度が行政内部救済を先行させる場合でも、裁決が長期間出ないことによる司法救済の遅延を防ぐため3か月例外がある。Bの根拠：前置規定があっても、著しい損害を避けるための緊急性があるときは司法救済を優先できる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0134

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「緊急例外」について、学習メモ「前置規定があっても、著しい損害を避けるための緊急性があるときは司法救済を優先できる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「正当な理由」について、学習メモ「審査請求前置の例外は三つの類型をセットで覚える」とよい。」を誤った整理として退ける。

- A . A「緊急例外」は妥当 / B「正当な理由」も妥当
イ . A「緊急例外」は妥当 / B「正当な理由」は不妥当
ウ . A「緊急例外」は不妥当 / B「正当な理由」は妥当
エ . A「緊急例外」は不妥当 / B「正当な理由」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：前置規定があっても、著しい損害を避けるための緊急性があるときは司法救済を優先できる。Bの根拠：審査請求前置の例外は三つの類型をセットで覚える」とよい。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0135

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「正当な理由」について、学習メモ「審査請求前置の例外は三つの類型をセットで覚えるとよい。」を誤った整理として退ける。

B：論点「訴訟手続の中止」について、学習メモ「自由選択主義の下では両手続が並行し得るため、裁判所には一定の訴訟中止権限が認められている。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「正当な理由」は妥当 / B「訴訟手続の中止」も妥当

イ．A「正当な理由」は妥当 / B「訴訟手続の中止」は不妥当

ウ．A「正当な理由」は不妥当 / B「訴訟手続の中止」は妥当

エ．A「正当な理由」は不妥当 / B「訴訟手続の中止」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：審査請求前置の例外は三つの類型をセットで覚えるとよい。Bの根拠：自由選択主義の下では両手続が並行し得るため、裁判所には一定の訴訟中止権限が認められている。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0136

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「訴訟手続の中止」について、学習メモ「自由選択主義の下では両手続が並行し得るため、裁判所には一定の訴訟中止権限が認められている。」を誤った整理として退ける。

B：論点「並行利用」について、学習メモ「行政不服審査と行政訴訟は、それぞれ行政内部救済と司法救済という別の制度であり、一般には併存可能である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「訴訟手続の中止」は妥当 / B「並行利用」も妥当

イ．A「訴訟手続の中止」は妥当 / B「並行利用」は不妥当

ウ．A「訴訟手続の中止」は不妥当 / B「並行利用」は妥当

エ．A「訴訟手続の中止」は不妥当 / B「並行利用」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：自由選択主義の下では両手続が並行し得るため、裁判所には一定の訴訟中止権限が認められている。Bの根拠：行政不服審査と行政訴訟は、それぞれ行政内部救済と司法救済という別の制度であり、一般には併存可能である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0137

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「並行利用」について、学習メモ「行政不服審査と行政訴訟は、それぞれ行政内部救済と司法救済という別の制度であり、一般には併存可能である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「原処分主義」について、学習メモ「原処分主義では、審査請求を経ても原処分の違法は原処分取消訴訟で争うことが基本である。」を妥当な整理として扱う。

- ア．A「並行利用」は妥当 / B「原処分主義」も妥当
- イ．A「並行利用」は妥当 / B「原処分主義」は不妥当
- ウ．A「並行利用」は不妥当 / B「原処分主義」は妥当
- エ．A「並行利用」は不妥当 / B「原処分主義」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：行政不服審査と行政訴訟は、それぞれ行政内部救済と司法救済という別の制度であり、一般には併存可能である。Bの根拠：原処分主義では、審査請求を経ても原処分の違法は原処分取消訴訟で争うことが基本である。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0138

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：標準

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「原処分主義」について、学習メモ「原処分主義では、審査請求を経ても原処分の違法は原処分取消訴訟で争うことが基本である。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「審査範囲」について、学習メモ「不服審査のメリットの一つは不当性まで審査し得る点であり、取消訴訟は裁判所による違法性審査を中心とする。」を誤った整理として退ける。

- ア．A「原処分主義」は妥当 / B「審査範囲」も妥当
- イ．A「原処分主義」は妥当 / B「審査範囲」は不妥当
- ウ．A「原処分主義」は不妥当 / B「審査範囲」は妥当
- エ．A「原処分主義」は不妥当 / B「審査範囲」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：原処分主義では、審査請求を経ても原処分の違法は原処分取消訴訟で争うことが基本である。Bの根拠：不服審査のメリットの一つは不当性まで審査し得る点であり、取消訴訟は裁判所による違法性審査を中心とする。二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0139

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：応用

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「審査範囲」について、学習メモ「不服審査のメリットの一つは不当性まで審査し得る点であり、取消訴訟は裁判所による違法性審査を中心とする。」を誤った整理として退ける。

B：論点「裁決後の救済」について、学習メモ「審査請求を経た後も、特則がなければ原処分取消訴訟が司法救済の基本となる。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「審査範囲」は妥当 / B「裁決後の救済」も妥当

イ．A「審査範囲」は妥当 / B「裁決後の救済」は不妥当

ウ．A「審査範囲」は不妥当 / B「裁決後の救済」は妥当

エ．A「審査範囲」は不妥当 / B「裁決後の救済」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：不服審査のメリットの一つは不当性まで審査し得る点であり、取消訴訟は裁判所による違法性審査を中心とする。Bの根拠：審査請求を経た後も、特則がなければ原処分取消訴訟が司法救済の基本となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0140

行政救済総合 > 不服申立てと行政訴訟の関係 | 難易度：応用

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「裁決後の救済」について、学習メモ「審査請求を経た後も、特則がなければ原処分取消訴訟が司法救済の基本となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「自由選択主義」について、学習メモ「行政事件訴訟法は、特別な法律上の前置規定がない限り、行政不服申立てと取消訴訟の自由選択を原則とする。」を誤った整理として退ける。

ア．A「裁決後の救済」は妥当 / B「自由選択主義」も妥当

イ．A「裁決後の救済」は妥当 / B「自由選択主義」は不妥当

ウ．A「裁決後の救済」は不妥当 / B「自由選択主義」は妥当

エ．A「裁決後の救済」は不妥当 / B「自由選択主義」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：審査請求を経た後も、特則がなければ原処分取消訴訟が司法救済の基本となる。Bの根拠：行政事件訴訟法は、特別な法律上の前置規定がない限り、行政不服申立てと取消訴訟の自由選択を原則とする。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0141 行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：基礎

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「既成処分の取消し」について、学習メモ「救済手段選択では、まず「処分が既にあるのか」「何を実現したいのか」を確認し、既成処分の取消しなら取消訴訟が基本となる。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「申請型義務付け」について、学習メモ「申請に対する不作為では、不作為違法確認と申請型義務付けの関係を整理し、求める救済が「応答の確認」か「処分の実現」かを区別する。」を妥当な整理として扱う。

A . A「既成処分の取消し」は妥当 / B「申請型義務付け」も妥当

イ . A「既成処分の取消し」は妥当 / B「申請型義務付け」は不妥当

ウ . A「既成処分の取消し」は不妥当 / B「申請型義務付け」は妥当

エ . A「既成処分の取消し」は不妥当 / B「申請型義務付け」も不妥当

答え・解説 正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：救済手段選択では、まず「処分が既にあるのか」「何を実現したいのか」を確認し、既成処分の取消しなら取消訴訟が基本となる。Bの根拠：申請に対する不作為では、不作為違法確認と申請型義務付けの関係を整理し、求める救済が「応答の確認」か「処分の実現」かを区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0142 行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：基礎

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「申請型義務付け」について、学習メモ「申請に対する不作為では、不作為違法確認と申請型義務付けの関係を整理し、求める救済が「応答の確認」か「処分の実現」かを区別する。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「差止訴訟」について、学習メモ「予防的救済としての差止訴訟は、将来の処分がされることによる重大な損害を避ける必要がある場面で問題となる。」を誤った整理として退ける。

A . A「申請型義務付け」は妥当 / B「差止訴訟」も妥当

イ . A「申請型義務付け」は妥当 / B「差止訴訟」は不妥当

ウ . A「申請型義務付け」は不妥当 / B「差止訴訟」は妥当

エ . A「申請型義務付け」は不妥当 / B「差止訴訟」も不妥当

答え・解説 正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：申請に対する不作為では、不作為違法確認と申請型義務付けの関係を整理し、求める救済が「応答の確認」か「処分の実現」かを区別する。Bの根拠：予防的救済としての差止訴訟は、将来の処分がされることによる重大な損害を避ける必要がある場面で問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0143

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：基礎

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「差止訴訟」について、学習メモ「予防的救済としての差止訴訟は、将来の処分がされることによる重大な損害を避ける必要がある場面で問題となる。」を誤った整理として退ける。

B：論点「執行停止」について、学習メモ「既にされた処分を争う取消訴訟では、判決前の暫定救済として執行停止を検討する。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「差止訴訟」は妥当 / B「執行停止」も妥当

イ . A「差止訴訟」は妥当 / B「執行停止」は不妥当

ウ . A「差止訴訟」は不妥当 / B「執行停止」は妥当

エ . A「差止訴訟」は不妥当 / B「執行停止」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：予防的救済としての差止訴訟は、将来の処分がされることによる重大な損害を避ける必要がある場面で問題となる。 Bの根拠：既にされた処分を争う取消訴訟では、判決前の暫定救済として執行停止を検討する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0144

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「執行停止」について、学習メモ「既にされた処分を争う取消訴訟では、判決前の暫定救済として執行停止を検討する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「仮の義務付け」について、学習メモ「義務付け訴訟の本案判決を待てない場合には、償うことのできない損害・緊急性・本案理由など厳格な要件の下で仮の義務付けが問題となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「執行停止」は妥当 / B「仮の義務付け」も妥当

イ . A「執行停止」は妥当 / B「仮の義務付け」は不妥当

ウ . A「執行停止」は不妥当 / B「仮の義務付け」は妥当

エ . A「執行停止」は不妥当 / B「仮の義務付け」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：既にされた処分を争う取消訴訟では、判決前の暫定救済として執行停止を検討する。 Bの根拠：義務付け訴訟の本案判決を待てない場合には、償うことのできない損害・緊急性・本案理由など厳格な要件の下で仮の義務付けが問題となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0145

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：標準

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。
A：論点「仮の義務付け」について、学習メモ「義務付け訴訟の本案判決を待てない場合には、償うことのできない損害・緊急性・本案理由など厳格な要件の下で仮の義務付けが問題となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「国家賠償法1条」について、学習メモ「取消しによる原状回復と損害賠償による填補は目的が異なる。違法な公権力行使による損害には国家賠償法1条が中心となる。」を妥当な整理として扱う。

- ア . A「仮の義務付け」は妥当 / B「国家賠償法1条」も妥当
イ . A「仮の義務付け」は妥当 / B「国家賠償法1条」は不妥当
ウ . A「仮の義務付け」は不妥当 / B「国家賠償法1条」は妥当
エ . A「仮の義務付け」は不妥当 / B「国家賠償法1条」も不妥当

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。
ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：義務付け訴訟の本案判決を待てない場合には、償うことのできない損害・緊急性・本案理由など厳格な要件の下で仮の義務付けが問題となる。Bの根拠：取消しによる原状回復と損害賠償による填補は目的が異なる。違法な公権力行使による損害には国家賠償法1条が中心となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0146

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：標準

受験生が復習 ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。
A：論点「国家賠償法1条」について、学習メモ「取消しによる原状回復と損害賠償による填補は目的が異なる。違法な公権力行使による損害には国家賠償法1条が中心となる。」を妥当な整理として扱う。
B：論点「国家賠償法2条」について、学習メモ「公務員の違法な公権力行使は国賠法1条、公の营造物の設置・管理の瑕疵は国賠法2条と区別する。」を誤った整理として退ける。

- ア . A「国家賠償法1条」は妥当 / B「国家賠償法2条」も妥当
イ . A「国家賠償法1条」は妥当 / B「国家賠償法2条」は不妥当
ウ . A「国家賠償法1条」は不妥当 / B「国家賠償法2条」は妥当
エ . A「国家賠償法1条」は不妥当 / B「国家賠償法2条」も不妥当

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。
ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。
総合解説：Aの根拠：取消しによる原状回復と損害賠償による填補は目的が異なる。違法な公権力行使による損害には国家賠償法1条が中心となる。 Bの根拠：公務員の違法な公権力行使は国賠法1条、公の营造物の設置・管理の瑕疵は国賠法2条と区別する。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0147

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：標準

次の二つの整理A・Bについて、妥当・不妥当の組合せとして正しいものはどれか。

A：論点「国家賠償法2条」について、学習メモ「公務員の違法な公権力行使は国賠法1条、公の营造物の設置・管理の瑕疵は国賠法2条と区別する。」を誤った整理として退ける。

B：論点「住民監査・住民訴訟」について、学習メモ「住民訴訟へ進む場合も、まず住民監査請求を経る必要があるため、財務会計違法の住民救済では制度選択の順序が重要である。」を妥当な整理として扱う。

ア．A「国家賠償法2条」は妥当 / B「住民監査・住民訴訟」も妥当

イ．A「国家賠償法2条」は妥当 / B「住民監査・住民訴訟」は不妥当

ウ．A「国家賠償法2条」は不妥当 / B「住民監査・住民訴訟」は妥当

エ．A「国家賠償法2条」は不妥当 / B「住民監査・住民訴訟」も不妥当

答え・解説

正答：ウ

ア：Aの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

エ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：公務員の違法な公権力行使は国賠法1条、公の营造物の設置・管理の瑕疵は国賠法2条と区別する。Bの根拠：住民訴訟へ進む場合も、まず住民監査請求を経る必要があるため、財務会計違法の住民救済では制度選択の順序が重要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0148

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：標準

同一分野の二つの判断A・Bを検討した。評価の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「住民監査・住民訴訟」について、学習メモ「住民訴訟へ進む場合も、まず住民監査請求を経る必要があるため、財務会計違法の住民救済では制度選択の順序が重要である。」を誤った整理として退ける。

B：論点「無効等確認」について、学習メモ「取消訴訟と無効等確認訴訟は瑕疵の程度や期間制限、求める救済の内容が異なる。無効等確認にも法律上の利益等の要件が必要である。」を誤った整理として退ける。

ア．A「住民監査・住民訴訟」は妥当 / B「無効等確認」も妥当

イ．A「住民監査・住民訴訟」は妥当 / B「無効等確認」は不妥当

ウ．A「住民監査・住民訴訟」は不妥当 / B「無効等確認」は妥当

エ．A「住民監査・住民訴訟」は不妥当 / B「無効等確認」も不妥当

答え・解説

正答：エ

ア：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

総合解説：Aの根拠：住民訴訟へ進む場合も、まず住民監査請求を経る必要があるため、財務会計違法の住民救済では制度選択の順序が重要である。Bの根拠：取消訴訟と無効等確認訴訟は瑕疵の程度や期間制限、求める救済の内容が異なる。無効等確認にも法律上の利益等の要件が必要である。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0149

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：応用

同じ細分類について、次の学習メモA・Bの評価の組合せとして最も妥当なものはどれか。

A：論点「無効等確認」について、学習メモ「取消訴訟と無効等確認訴訟は瑕疵の程度や期間制限、求める救済の内容が異なる。無効等確認にも法律上の利益等の要件が必要である。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「差止めと仮の差止め」について、学習メモ「救済手段は「既に処分済みか、まだか」「行政庁にさせたいか、させたくないか」「暫定救済が必要か」の三軸で整理すると選択しやすい。」を妥当な整理として扱う。

ア . A「無効等確認」は妥当 / B「差止めと仮の差止め」も妥当

イ . A「無効等確認」は妥当 / B「差止めと仮の差止め」は不妥当

ウ . A「無効等確認」は不妥当 / B「差止めと仮の差止め」は妥当

エ . A「無効等確認」は不妥当 / B「差止めと仮の差止め」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：ア

ア：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

イ：Bの評価が本文の実際の評価と逆になっているため、この組合せは不適切である。

ウ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：取消訴訟と無効等確認訴訟は瑕疵の程度や期間制限、求める救済の内容が異なる。無効等確認にも法律上の利益等の要件が必要である。Bの根拠：救済手段は「既に処分済みか、まだか」「行政庁にさせたいか、させたくないか」「暫定救済が必要か」の三軸で整理すると選択しやすい。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

0150

行政救済総合 > 複合事例・救済手段の選択 | 難易度：応用

受験生が復習ノートに次のA・Bを書いた。各記述の妥当性の組合せとして最も適切なものはどれか。

A：論点「差止めと仮の差止め」について、学習メモ「救済手段は「既に処分済みか、まだか」「行政庁にさせたいか、させたくないか」「暫定救済が必要か」の三軸で整理すると選択しやすい。」を妥当な整理として扱う。

B：論点「既成処分の取消し」について、学習メモ「救済手段選択では、まず「処分が既にあるのか」「何を実現したいのか」を確認し、既成処分の取消しなら取消訴訟が基本となる。」を誤った整理として退ける。

ア . A「差止めと仮の差止め」は妥当 / B「既成処分の取消し」も妥当

イ . A「差止めと仮の差止め」は妥当 / B「既成処分の取消し」は不妥当

ウ . A「差止めと仮の差止め」は不妥当 / B「既成処分の取消し」は妥当

エ . A「差止めと仮の差止め」は不妥当 / B「既成処分の取消し」も不妥当

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01

答え・解説

正答：イ

ア：Bの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

イ：A・Bの双方について、本文の評価と一致するため正しい組合せである。

ウ：A・Bの双方の評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

エ：Aの評価が本文の実際的评价と逆になっているため、この組合せは不適切である。

総合解説：Aの根拠：救済手段は「既に処分済みか、まだか」「行政庁にさせたいか、させたくないか」「暫定救済が必要か」の三軸で整理すると選択しやすい。Bの根拠：救済手段選択では、まず「処分が既にあるのか」「何を実現したいのか」を確認し、既成処分の取消しなら取消訴訟が基本となる。 二つの論点を別々に判定したうえで、組合せを選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-04-01